

議事日程（第三号）

令和七年十二月十一日（木） 午前十時開議

- 第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 第二 請願第三十八号
- 第三 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 一 日程第二 請願第三十八号
- 一 日程第三 一般質問

第三号 十二月十一日

職務のため出席した事務局職員の職氏名



同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局長
主任	主査	主査	課長補佐	大	三	桂	籠
川	山	若	藤	平	宅	川	橋
未	俊	知	由	洋	誠	義	智
紗	之	香	子	右	樹	彦	基

三十四番 小原 尚君

説明のため出席した者の職氏名

知事	会 計 管 理 者	秘 書 広 報 統 括 監	総 務 部 長	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 未 来 創 成 局 長	危 機 管 理 部 長	環 境 エ ネ ル ギ ー 生 活 部 長	健 康 福 祉 部 長	子 ど も ・ 女 性 部 長	商 工 労 働 部 長	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	農 政 部 長	林 政 部 長	県 土 整 備 部 長	理 事 (ま ち づ くり 担 当) 兼 都 市 建 築 部 長
江 崎 禎 英	丸 山 淳	崎 浦 理 加	平 野 孝 之	市 橋 貴 仁	兼 松 伸 和	海 蔵 敏 晃	平 野 昌 彦	中 西 浩 之	片 桐 伸 一	小 島 光 則	渡 辺 幸 司	堀 智 考	久 松 一 男	藤 井 忠 直	野 崎 眞 司 君

都市建設部都市公園・交通局長	戸田克稔
教 育 長	堀 田 貴 雄 君
警 察 本 部 長	三 田 豪 士 君
代 表 監 査 委 員	鈴 木 祥 一 君
人事委員会事務局長	大 野 陽 一 君
労働委員会事務局長	廣 瀬 雅 史 君



十二月十一日午前十時開議

○副議長（高殿 尚君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。



○副議長（高殿 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。



○副議長（高殿 尚君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十七番 水野吉近君。

（二十七番 水野吉近君登壇）（拍手）

○二十七番（水野吉近君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党を代表し、大きく六点到わたり質問をさせていただきます。

質問に入る前に、十二月八日に発生した青森県東方沖地震で被災された方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

初めに、十の政策目標の四「災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する」の今後検討を進める施策、自治会の連絡体制の再構築について知事にお伺いします。

知事は、この政策目標を掲げた際の課題として、災害時には地域社会全体が協力して対応することが重要であり、地域の結束力が決定的に重要となります。これに加えて、外国人旅行者の増加に伴い、観光地における災害時の対応はさらに難しいものとなることが予想されます。このため、町内会自治会組織における連絡体制の構築や継続的な避難訓練の実施が必要です。また、旅行者や外国人など、地域コミュニティと日常的な連携ができていない者への対応など、必要な物資や人員の確保を行える体制の整備が必要ですと指摘しています。これを受け、今後検討を進める施策として、一つ目に自治会の連絡体制の再構築、情報ネットワークの構築を行うを掲げています。

ここで、自治会の連絡体制の再構築について、私の経験や能登半島地震での教訓を踏まえて意見を述べさせ

ていただきます。

私の地元の自主防災組織では、震度六弱以上の地震が発生した際は、住民の安否や被災情報を把握し、救出、救援への体制を取るため、地域住民による安否確認を行うための手順が決められており、それを確認する訓練を毎年実施しています。初動では、人命救助と情報収集が優先だからです。能登半島地震では、その重要性が改めて浮き彫りとなりました。

具体的には、自治会内の班長等が事前配付された連絡カードを使い、決められた手順に従って被災状況を調査し、自治会長に報告。その情報を自主防災隊本部に報告します。集められた情報は岐阜市に伝えられ、甚大な被害が出ている自治会、救助応援が必要な自治会を特定し、消防や警察に救助を要請する手順を確認する訓練を行っています。また、通れない道路や崖崩れ箇所的情報を地図に落とし込み、情報を住民に周知し、市を通じて県や市に復旧を要請する手順もつくりました。

この取組の大前提は、自治会加入世帯の家族の情報を世帯主の承諾を得て収集し、事前に把握していることです。これにより、被災状況の迅速で正確な把握と救助につなげることができます。

能登半島地震においても、自治会内の連絡体制には幾つかの課題が浮き彫りになりました。特に、地震発生直後においては、停電や通信障害の影響で自治会員同士の安否確認や情報共有が円滑に行えない場面が多々見られました。また、高齢者や一人暮らし世帯への情報伝達が遅れるケースもあり、迅速な支援につながらないという課題も指摘されています。

これらの経験を通じて得られた教訓としては、災害時に備えた多重的な連絡手段の確保や、定期的な安否確認訓練の重要性が上げられています。さらに、自治会内での連絡、役割分担や、日頃から顔の見える関係づく

りが緊急時の迅速な対応に不可欠であることが再確認されています。実際の地震発生後に決められた手順どおりに実行できるかは分かりませんが、少なくとも住民は自身と家族の身の安全を確保・確認した後に、どう行動すればよいのかを決めておくことは大変重要であると思います。

そこで政策の柱四、災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備するにおいて、今後検討を進める施策とされている自治会の連絡体制の再構築について、とりわけ重要となる災害時の住民の安否確認をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、知事が掲げる十の政策目標を踏まえた来年度の県政運営についてお伺いします。

知事は県政運営に当たり、政策テーマを「安心と挑戦の岐阜県…共に未来を創る場所（ところ）」とし、安心とワクワクにあふれ人やモノが集まる岐阜県をつくるため、十の政策目標の実現を目指して、必要な施策を盛り込みました。

就任直後の本年度の当初予算では、既に組み込まれていた予算事業を極めて短時間で、可能な限り目指すべき十の目標に再編する作業となりました。したがって、知事が選挙で掲げた十の目標を実現するための施策については、今年度は今後検討を進める施策として掲げられ、その後の補正予算において、働いてもらい方改革やぎふモーニングプロジェクトなどが着手されています。

このように、今後検討を進める施策については、今年度である程度進めることができたもの、今後中長期で実現すべきものがあると思います。

そこで、今年度のここまですを振り返った上で、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県をつくるため、十の目標を踏まえ、二年目の来年度は今後検討を進める施策の実現に向けてどのように県政運営に当たる

のか、知事にお伺いします。

次に、県財政の健全化に向けた今後の方針についてお伺いします。

御案内のとおり、本県は厳しい財政状況にあります。歳出面では、かつての財政危機機当時に講じた県債の償還期間を二十年から三十年に延長した影響や、近年の防災・減災対策等に伴う県債発行額の増加により、公債費は今後も増加する見通しです。また、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加は避けられず、歳出構造は一層硬直化していくことが見込まれています。

一方、歳入面では、県税収入などの一般財源の一定の増加が見込まれるものの、歳出増を補うほどの伸びは期待できず、不足する財源は財政調整基金などの財源対策に活用可能な基金に頼らざるを得ない。しかし、その基金も近い将来枯渇し、必要な予算が確保できなくなるが見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。基金は、本来、大雪に伴う除雪や災害対策など不測の事態に備えるものであり、枯渇すれば緊急事態に対応できず、県民生活に深刻な影響を生じることになりかねません。

こうした現状に加え、今後の歳出・歳入には変動要素も含まれます。歳出面では、金利上昇に伴う公債費の増加や自然災害など不測の事態への対応が想定され、歳入面では、米国の関税措置や国の税制改正などによる収税の変動も注視する必要があります。

このため、将来負担を見据えた適正な県債発行や行財政改革などに努め、財政運営が持続可能なものとなるよう取り組んでいく必要があります。

こうした中、令和八年度当初予算の編成に当たっては、知事から作業方針として、国費などの最大限の活用、効率的・効果的な事業に向けた施策の重点化、歳入確保策の強化・県有施設の利活用の三つに基づいて見直し、

各部署の次長級職員で構成した部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げるとともに、実際の事業実施に直接関わった職員の視点を踏まえて見直し案を提案できる職員提案制度を活用してきました。

この事業見直しの方針について、私から四点意見を述べさせていただきます。

一点目は、事業見直し方針の一に掲げた国費などの最大限の活用に掲げた第二世代交付金の活用についてです。

地方創生第二次世代交付金は、正式には新しい地方経済・生活環境創生交付金と呼ばれ、地域の持続可能な発展を支援するために設けられた新しいタイプの交付金制度です。事業対象はソフト・ハードを問わず、地域課題に対応できる自由度の高い事業で、事業期間は三か年度以内で、それ以降は自立が求められます。

都道府県における交付上限額は、ソフト事業で年度当たり十五億円、拠点整備事業も同様、インフラ整備事業は事業期間が五年で年度当たり十億円、補助率はいずれも二分の一となっています。

本県では既に第二次世代交付金を活用しており、令和七年度の採択事業の主なもの、AI・ロボット技術による企業の生産性向上プロジェクト事業、総事業費五・三億円余で単年度では一・四億円余。地域産業の新たな価値創造プロジェクト事業、総事業費二・二億円余で単年度では六千六百万円余、世界に選ばれる持続可能な観光地づくりプロジェクト事業、総事業費四億円余で単年度では一・四億円余となっており、採択済みで来年度も活用可能な事業は十四となっています。

事業見直しの方針では、国の第二次世代交付金の活用のポイントとして、既存事業を見直し、第二世代交付金が充当できる事業に再構築することとしています。都道府県への交付上限がソフト・拠点整備事業、インフラ整備事業合計で四十億円と限られる中で、どのような方針で第二世代交付金を活用し、県費を節約していく

のか示すことが重要であると考えます。

次に、国に対する新たな補助制度創設の提案についてです。

事業見直しの方針には、国の政策の柱と併せて補助制度の創設を提案とあります。知事は、できてしまった政策に合わせるのではなくて、政府が考えた政策を現場に合わせていきたいというのが一番大きなポイントである、国のお金だから国の言いなりになるつもりは全くありませんと発言されています。国に対する新たな補助制度の創設の提案を今後どのように進め、来年度当初予算に生かすのかについて示すことが重要と考えます。次に、義務的経費とされる社会保障関係経費についても、毎年二十億円程度増加することが予想されるものの、その抑制を図るため、取組を強化する必要があるのではないかと思います。

例えば、医療費は、予防医療の推進によってある程度抑止することはできません。今こそ予防、中でも重症化予防をしっかり推進して、県民を健康にして医療の需要を下げる取組に力を入れるべきです。胃がんの原因となるピロリ菌の除菌治療への保険適用が実現した結果、慢性胃炎の発生を抑制し、胃がんによる死亡者が大幅に減少しました。医療費の適正化も大事ですが、医療へのアクセスを悪くして、早く病気を治す仕組みが失われていくと、患者がその後重症化して医療費が増えたり、介護や障がい福祉サービスの需要を増やしてしまうことになりかねないと思います。

この取組について、本県では第四次ヘルスプランぎふ21で心疾患、脳血管疾患、糖尿病、がんなどの生活習慣病の発症予防と重症化予防を重点方針として、食生活、運動、休養、心の健康、禁煙、節酒、口腔ケアなどの生活習慣改善、ライフコースアプローチによる生涯を通じた健康づくり、健康を支える地域、職場、学校などの社会環境の整備を取組方針として取り組んでいます。

また、県民が健康づくり活動に参加するとポイントが付与され、協力店での割引や景品抽せんなどの特典が得られる岐阜県健康・スポーツポイント事業では、健康診断や検診の受診、健康講座やスポーツ教室への参加、市町村が指定する健康づくりメニューへの取組の後押しをしています。さらに、今年度から取組が始まったぎふモーニングプロジェクトでは、高齢者の心身の活力向上に取り組んでいます。こうした取組を強化し、将来の医療費負担を軽減する取組は重要だと思います。

そして最後に、中長期的な歳出削減目標を立てる可能性についてです。

知事が言及している二年後の予算が組めなくなる、数年後には活用できる基金残高が枯渇するという避けなければいけない事態とならないため、今後の歳出削減目標についてはどのようにお考えか、かつての行財政改革アクションプランのような削減計画を立てる事態になる前に、中長期的な削減目標を示す可能性はないのか、注目されます。

そこで、厳しい財政状況が続く中、義務的経費を含めた県財政の健全化に向け、中長期的に今後どのような方針で臨んでいくか知事にお伺いいたします。

以上で第一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

私には、三点の重要な御質問をいただきました。ありがとうございます。順次お答えをさせていただきます。まず、自治会の連絡体制の再構築についてのお尋ねがありました。

地震や豪雨など災害時におきまして、人命救助や避難誘導を迅速に行うためには、住民の安否確認が不可欠であり、そのためにも自治会など地域の連絡体制を確保しておくことは極めて重要でございます。まさに議員御指摘のとおりでございます。

最近では、能登半島地震で住民同士が安否確認を行い、瓦礫に埋まった方を救出した事例や、先月の大分市の大規模火災で地域住民が大声で声かけを行い、地域一体となって避難したことで人的被害が抑えられた事例などがございます。これらに共通することは、自治会などを通じて平時から顔の見える関係が構築され、災害時の訓練も継続して行われたという点であり、地域活動の重要性が改めて示されたものと考えております。

しかしながら、近年、若い世帯やアパートなどの入居者を中心に自治会に加入しないというケースが増えております。都市部を中心に自治会加入率が五〇％を切るなど、地域の活動に様々な問題が生じつつあります。また、自治会加入者におきまして、その負担の大きさから役員の成り手不足が課題となっております。

現在、県では様々なテーマで政策オリソピックを行っておりますが、その第一弾として防災訓練を選んだ背景には、加入者が減少しつつある自治会を再生するためのよいきっかけになればと、そんな思いがございます。実際のところ、これまで多くの方の御意見を伺ってまいりましたが、若い方を中心に自治会に加入する意義を感じないといったことが加入に踏み切れない要因となっているようにございます。

このため、誰にとっても避けられない共通の課題であります防災、これをテーマに、自治会に入っていない方も参加したくなるような仕組みづくりを進めるため、防災訓練をお祭りのように楽しく、とりわけ子供たちが参加したくなるよう内容を工夫することで、大人から子供まで顔の見える関係をつくることで地域の結束力を高めることができないかと考えたものでございます。

おかげさまで、政策オリンピックの第一弾のテーマとして防災訓練を募集したところ、県内各地から多数の応募をいただきました。どれも工夫を凝らしたすばらしい提案が多かったため、当初予定していた採択件数を超えるものについても、補正予算を組んで、できるだけ多くの取組を実施されるよう支援を行ったところでございます。

政策オリンピックで採択された取組事例を紹介いたしますと、金賞となった御嵩町では、ふだん使用する町のごみ袋にあらかじめ「無事です」と印字し、災害時には、無事であることを示すため、その袋を玄関のドアにかけることで安否確認に活用する工夫がありました。また、岐阜市華陽自治会連合会では、家族全員の基本情報や、それぞれの避難先を記載するカードを作成し、これを活用した安否確認訓練を継続しております。県としても、こうした事例を報告書にまとめ、ホームページで公開するとともに、防災アドバイザーチームの市町村訪問や市町村長向け研修、トップフォーラムでございますが、ここで紹介し、横展開を広めてまいります。ほかに、住民の避難方法や連絡体制について、自治会などが主体となって作成する地区防災計画の策定に対する講師派遣や、定期的な防災訓練により、地域における顔の見える関係や連絡体制を構築し、災害時に住民の安全を確保してまいります。

次に、十の目標を踏まえた来年度の県政運営についてお答えをいたします。

議員御指摘いただきましたように、私は選挙の際に、十の目標を貫くテーマ、すなわちタイトルとして掲げましたのは、安心と挑戦の岐阜県、共に未来を創る場所（ところ）ということでございます。現在、日本社会が抱える様々な社会課題に、岐阜県がいち早く取り組む挑戦の姿勢によって、安心とワクワクを実現し、人やモノが集まる岐阜県を県民の皆様と共につくっていくというものでございます。

そうした観点から、改めて実施方針を三つに分けて申し上げます。

第一は、当たり前の見直しです。

具体的には、産業の分野では働いてもらい方改革、教育の分野では異学年集団での学び合いを、そして農業の分野ではアグリパーク構想などで、いずれも旧来の枠組みの中で時代の変化への対応に苦慮している分野でございませう。これまでの当たり前にとられることなく、時代の変化に対応し、社会のニーズに応える新たな仕組みを提案することを基本としております。

第二は、新たなビジネスモデルの創出でございませう。例えばバイオコックスは、資源やエネルギーは海外から買うものという当たり前を見直すために、本県の農山村地域にあふれる資源を安定供給が可能で環境に優しいエネルギーに転換し、持続可能なビジネスとしてエネルギーの自給を目指すというものでございませう。今年度は研究会を立ち上げ、産学官連携による調査研究を鋭意進めているところでございませう。

そして第三でございませうが、やはり現場との連携でございませう。これによつて具体的政策を構築することです。

知事就任早々から開始させていただきました政策オリンピックは、課題だけでなく答えも現場にあるといった考えの下に、共に未来をつくる取組として、防災訓練、鳥獣害対策、アグリパーク構想など、単なる制度整備やイベントを行うにとどまらず、地域の皆様と共に実行して、効果検証を重ねながら、よりよい政策につなげていくという取組でございませう。

来年度につきましても、十の目標を具体化する取組について、準備が整ったものから順次予算化を検討してまいります。もちろん、ハード整備など関係機関等との調整を要するものなどにつきましても、一定の時間が

必要となると考えております。

例えば、空き校舎などを活用し住民の協力による、児童・生徒が県外の子どもたちと活動できる場所を整備するという項目でございますが、現時点では具体的な活動場所の整備には至っておりませんけれども、先月にはふたつのふるさと 海・山の防災交流事業におきまして、空き校舎を活用して県内外の子供たちが学び合う災害ワークショップを実施したところでございます。

まずは実施可能なところから事業を始め、その効果を検証しながら、段階的に課題解決に向けて取り組んでまいります。

来年度も引き続き、当たり前の見直し、新たなビジネスモデルの創出、現場との連携、この三つの観点を重視しながら、国への新たな補助制度の提案なども積極的にを行い、十の目標に掲げた今後検討を進める施策の実現を目指してまいります。

最後に、県財政の健全化に向けた今後の方針についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本県の財政は近い将来、不測の事態に備えるための基金が枯渇しかねない状況にございます。このため、今後の財政運営は大変厳しいものとなりますが、御指摘いただきました四つの視点について、次のとおり取り組んでまいりたいと考えております。

まず一つ目であります国の第二世代交付金の活用につきまして、本県ではこれまでもこの前身となります交付金の活用実績が全国上位となるなど、積極的に活用してきたところでございます。

当該交付金は、地方創生の取組に幅広く活用でき、地方が取り組む新たな事業を対象としており、今まさに推し進めようとしておりますアグリパーク構想を核としたプロジェクトなど、政策オリエンピック関連事業をは

じめとした新たな取組において最大限活用してまいります。

次に、国に対する新たな補助制度創設の提案でございますが、これは事業見直しを行う中で、既存の国補助制度の活用だけでなく新たな補助制度の創設を提案し、本県に有利な財源の確保を進めていくことが重要でございます。

そこで、今年度新たに開始しました取組や事業見直しなどを踏まえ、新たな補助制度の創設が必要な事業について、今後、国の通常予算や補正予算が検討される際に、東京事務所と連携して、個別省庁ごとに政策提案が行えるよう、県庁内に特別チームを組織したいと考えております。

次に、予防医療による社会保障関係経費、義務的経費の抑制についてでございますが、議員御指摘のとおり、県民自らが予防や健康管理に努め、心身ともに健康である期間、いわゆる健康寿命でございますが、これを少しでも長く保つことが重要でございます。

そのための方策が、現在県が進めております意識しなくとも自然に健康になれるぎふモーニングプロジェクトや、柔軟な勤務体系により働きがい等を感じられる働いてもらい方改革の取組であり、こうした取組を定着させ、健康寿命の延伸につながることも一層力を入れてまいります。

最後に、中長期的な歳出削減目標について申し上げます。

財政健全化のために具体的な削減目標を立てることは重要ですが、大切なのは、財政健全化の手段が専ら歳出の削減になってしまつてはいけないということです。

特に、かつての行財政改革アクションプランのときのように、県単独で行つておりました福祉医療助成費といった県民生活に影響を及ぼす補助金の削減や、職員給与の抑制、採用人員の大幅削減など、大きな痛みとと

もに後々まで影響を及ぼすような事態は回避しなければなりません。

現在進めております事業見直しは、国費などの外部資金を最大限活用するとともに、知恵と工夫によって業務の在り方を見直し、県民サービスを低下させることなく県の財政を健全化することでございます。これまで当たり前に行ってきた事業によってどのような成果があったのか、その成果を実現するために別の方法がないのか、むしろもっとよりよく県民ニーズに応える方法はないかと、そういった視点で取組を進めてまいります。このため、今後徹底した事業の見直しや県有施設の効果的活用を検討するとともに、歳入確保対策を強化することで県民サービスを低下させることなく、健全な財政運営を実現できる道を探ってまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 二十七番 水野吉近君。

〔二十七番 水野吉近君登壇〕

○二十七番（水野吉近君） 御答弁ありがとうございます。

次に、ぎふっこ応援キャンペーンを通じた子育て支援の拡大についてお伺いします。

県では、こども・子育てに優しい社会の実現に向けて、秋のこどもまんなか月間に合わせ、ぎふっこカードの特別企画ぎふっこ応援キャンペーンを開催いたしました。期間は十一月一日から三十日までの一か月間で、十八歳未満の子供がいる世帯等に配付のぎふっこカードと十八歳未満の子供が三人以上の世帯等に配付のぎふっこカードプラスをキャンペーン参加店舗に提示すると、期間中だけの特別な特典やサービスが参加店舗の御厚意により上乘せされるものです。また、店舗の利用でアプリのスタンプが付与され、ポイント達成で賞品が当たるスタンプラリーも開催されました。

今回は、春と秋二回設定されていることもまんなか月間に合わせて初めて開催されるキャンペーンとなりました。こども・子育てに優しい社会の実現に向けて、賛同していただいた参加店舗は二百十二に上ったことに、私からも御礼を申し上げます。

二〇二四年度時点でのぎふっこカード利用可能店舗は七千六十二、ぎふっこカードプラス利用可能店舗は二千九百九十五となっております。今後は、ぎふっこ応援キャンペーンを春と秋、二回開催していただくことをお願いしたいですし、参加店舗の御厚意で成り立つ取組ですが、賛同していただける店舗数を徐々に増やしていただきたいと思います。

今回のキャンペーンでは、参加店舗となる条件は、提供内容や参加期間は自由に設定でき、登録は無料。キャンペーン期間のみの新規参加も可能です。参加店舗は、キャンペーン開始一か月前までに事務局に申込み、店頭掲示用のポスターの配付や告知媒体への掲出などの準備を経てサービス開始となり、上乗せや特別な特典、新たなサービスの提供をしていただきました。

今後、賛同していただける店舗数を増やす取組として、一度キャンペーンに参加した店舗は二回目からの登録を簡素化して継続しやすくしたり、岐阜県からのお知らせの告知や市町村の広報紙と連携して周知に努めること、さらには、どんな特典が好評だったかを参加店舗に情報提供するなど、さらなる支援の拡大が期待されます。キャンペーンを通じてぎふっこカードの認知度が上がれば、登録店舗数も上がってくるのではないでしようか。

スタンプリーによる利用促進イベントやSNS投稿によるプレゼント企画などを通して、カードの活用を楽しく促進し、もらったけど使っていない、どこで使えるか分からないといった声に応え、日常的な活用につ

なげるようになることを期待しています。

そこで、ぎふっこ応援キャンペーンの実施を通じ、賛同していただける参加店舗の拡大や、ぎふっこカード等の日常的な活用につなげていく必要があると思いますが、子ども・女性部長の所見をお伺いいたします。

次に、食品ロスの削減に向けた今後の取組についてお伺いします。

現在本県では、二〇二六年度から五年間を計画期間とする第七次岐阜県環境基本計画の策定が進められています。策定に当たっては、岐阜県食品ロス削減推進計画をはじめとする計画と整合性を図りながら、一体的に進められています。

今回の質問では、本基本計画の骨子案で示された施策の展開の中にある食品ロスの削減について取り上げたいと思います。

本県では、食品ロス削減に関する取組として啓発キャンペーンなどを実施してきましたが、食品ロス発生量を二〇〇〇年度比で半減させる目標に対し、二〇二三年度実績値としては四五・七%減にとどまっています。したがって、今後は食品ロス削減に向けた理解と行動が広がるよう、多様な主体との連携を図ることが必要として、ぎふ食べきり運動の推進や食品ロス削減推進計画に基づく施策を推進するとしています。具体的には、適切な消費期限、賞味期限の設定に関する技術的な相談対応等を上げています。

一方、国では、食品ロス削減に向け、消費者庁が本年三月に食品期限表示の設定のためのガイドラインを二十年ぶりに改正しました。政府が六月に発表した二〇二三年度の食品ロス発生量四百六十四万トン（推計値）のうち、賞味期限切れなどにより手つかずのまま廃棄される直接廃棄は百万トンを占めています。

また、農水省が食品事業者に行ったアンケート調査で、食品廃棄物などの可食部削減に有効と考えられる取

組を聞いたところ、賞味期限・消費期限の延長、年月表示化を上げた事業者が約四〇%に上りました。

このように、消費・賞味期限の延長は、食品ロスの削減の鍵を握る取組の一つになっています。

皆様も御存じのとおり、消費期限とは安全に食べられる期限であり、賞味期限とはおいしく食べられる期限とされ、試験の結果から得られた消費期限あるいは賞味期限が例えば百日であった場合、百日からある程度の日数を差し引いたり、これに安全係数として〇・八を掛けたりして実際の期限からは短く設定されています。今回の改正後のガイドラインでは、差し引く日数をゼロに、安全係数を一に近づけることが望ましいと明記。レトルトパウチ食品や缶詰などは安全係数を考慮する必要はないとしています。

また、消費者庁の調査では、賞味期限について正しく理解している消費者が約六〇%にとどまっていることから、ガイドラインでは期限表示について、消費者がその意味を正しく理解し、また食べることができると食品が廃棄されないようにすることが重要として、消費期限を過ぎたら食べないようにしてくださいとか、賞味期限はおいしく食べることができるといった分かりやすい説明を付記するように促しています。

このガイドラインの改正は、食品衛生への規制強化の連続だった歴史の中で、緩和となる画期的な一歩です。食品期限が延びれば、販売期間も延びるため、食品ロス削減につながる可能性は十分にあります。

本県の食品ロス削減推進計画の施策では、適切な消費期限、賞味期限の設定に関する技術的な相談対応等に取組むとしていくことから、販売事業者への助言や、消費者あるいは児童・生徒などに対し、正しい知識の習得に向けた取組を通じ、食品ロス削減の目標達成をお願いしたいと思います。

そこで、国の食品期限表示の設定のためのガイドラインを受け、環境基本計画において食品廃棄物対策の推進を掲げていますが、食品ロスの削減に向け、今後どのように取り組むのか、環境エネルギー生活部長にお伺

いたします。

次に、感覚過敏の方に配慮したカームダウン・クールダウンスペースの設置についてお伺いします。

強い光が苦痛、がやがやしているとところが苦手、こうした視覚や聴覚といった五感の刺激に対し、過剰に敏感となり、パニック発作など心身の不調を来す感覚過敏に悩む方が、外出先で発作を起こす前後に不安な気持ちや興奮を落ち着かせることができるよう、音や照明を抑えた空間を設ける動きが官民で広がっています。

東京都港区役所では、福祉サービスの担当窓口の近くにパーティションで仕切られた三畳ほどの空間があり、照明は絞られ薄暗く、雑音も遠くに聞こえる程度となっています。こうした空間はカームダウン・クールダウンスペースと言われ、感覚過敏で悩む当事者からはとても助かると感謝されているとのことです。

このような空間づくりは、東京オリンピック・パラリンピックなどを機にバリアフリーの観点から注目され、空港や図書館など公共施設で整備され始めており、先日閉幕した大阪・関西万博会場内でも八か所設置されました。また、中部国際空港第二ターミナル国際線・国内線出発制限エリア内にも、岐阜県産の木材と飛驒のたぐみの技術を生かしたカームダウン・クールダウンスペースが設置されています。民間でも感覚過敏の方に配慮した取組を始めた店舗もあるとのことです。

感覚過敏がよく見られる強度行動障がいの方が働きながら過ごす施設では、カームダウン・クールダウンスペースが設けられ、利用者が自傷や他害といった行動に出るかもしれないと自ら不安を感じたタイミングでその空間に入ると、情報が遮断できて心身を静められ、再び落ち着いて就労に戻れるとのことです。こうした空間を設置する環境調整を行うことは、強度行動障がいの方の平穏な生活を支援するものであると、国会で何度も提案が行われたことにより、二〇二四年四月の報酬改定では、こうした環境調整が報酬の対象に位置づけら

れました。

強度行動障がいの方以外にも、感覚過敏の方は少なくありません。

感覚過敏は現在、医学上では病気として取り扱われていません。原因は研究途中ですが、国立障害者リハビリテーションセンター研究所の研究員によると、脳内の神経伝達物質が関係しているという説が有力で、発達障がいの人に多いとされています。健常者でも症状が現れる場合もあり、五感それぞれで様々な症状があるということです。

感覚過敏に悩む人は、周囲の無理解でさらに苦しむことも多いため、行政が感覚過敏に対する理解を深め、正しい情報を発信していくことが求められています。本県においても、感覚過敏に対する理解を深め、人が多く集まる県有施設などにカームダウン・クールダウンスペースの設置を可能なところから検討してはどうかと考えます。

そこで、感覚過敏の方に配慮したカームダウン・クールダウンスペースの設置についてどのようにお考えか、健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長(高殿 尚君) 子ども・女性部長 片桐伸一君。

(子ども・女性部長 片桐伸一君登壇)

○子ども・女性部長(片桐伸一君) ギふっこ応援キャンペーンを通じた子育て支援の拡大についてお答えをいたします。

今回のキャンペーンは、ぎふっこカードの提示により、受けられる特典やサービスをワンランク上げること
で、カードの利用の拡大と事業者の参加機運の醸成を図ることを目的に初めて実施をしたものであります。

参加された事業者からは、以前から関心があり、参加するよいきっかけとなったというお声や、また利用者
からは、多くの店舗で利用できることを知り、もっと活用していきたいといった声をお聞きし、一定の効果が
あったものと考えております。この一方で、キャンペーンに参加するメリットが感じられないという事業者の
方や、期間の途中までキャンペーン自体に気づかなかつたといった御意見もいただいたところでございます。

このため、今後のキャンペーンの実施に当たりましては、事業者の方に対しては、取組の趣旨を理解してい
ただくとともに、参加のメリットも感じていただける手法について改めて検討いたします。また、開催前の段
階から、市町村と連携をしSNSなど様々な広報媒体を活用した情報発信により利用者の方の認知度向上を図
るなど、キャンペーンを通じて、ぎふっこカードをさらに活用いただけるよう取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 国の食品期限表示のガイドラインを踏まえた食品ロス削減の今後の
取組についてお答えいたします。

食品期限表示に関する正しい理解と適切な設定は、食品ロスの削減に向けた一つの重要な要素であると考え
ております。

今年度、県民や食品関連の事業者に対する意識調査を行ったところ、消費期限と賞味期限の違いについて、
よく知っていると回答した県民は四六・四％と、半数を下回っております。そして、行政に実施を求める取

組として最も多かった回答は、県民、事業者のいずれからも、小・中・高校での食品ロスに関する学習の実施であり、また事業者の回答には、適切な消費期限・賞味期限の設定に関する相談等の実施を求めるものも多くありました。

これらを踏まえ、消費期限・賞味期限について、学習教材等への記載を充実させるとともに、学校での出前講座を積極的に実施するほか、SNSによる情報発信の強化を検討しているところでございます。

また、事業者支援として、県食品科学研究所による技術的な相談や試験への対応に加え、専門家による助言を新たに行うことなどを通じ、食品ロスの削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） カームダウン・クールダウンスペースの設置につきましてお尋ねがございました。

カームダウン・クールダウンスペースは、聴覚や視覚などの感覚刺激に対して敏感な方が、外部からの刺激を遮断し、気分を落ち着かせるために有用であるとされております。

当スペースは、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックを機に、不特定多数の方が利用する全国の空港や文化施設などで設置例が見られるようになってきております。

他方で、本県の県有施設におきまして、不特定多数の方が利用する施設のうち当スペースを設置している施設は、希望が丘こども医療福祉センター及び障がい者総合相談センターの二施設にとどまっております。

このため、まずは他県における先進事例の情報を収集し、特に不特定多数の方が利用する県有施設の所管部

局と、カームダウン・クールダウンスペースの設置事例や有用性につきまして、共有を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 三十三番 松岡正人君。

〔三十三番 松岡正人君登壇〕（拍手）

○三十三番（松岡正人君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従って、分割して五点六項目について質問をさせていただきます。

初めに、パーク・アンド・ライドの推進と県庁職員駐車場の活用についてお尋ねいたします。

江崎知事による岐阜圏域のまちづくりを進めていくための策として、新たな交通システムの導入、その中でLRTを有力な候補として検討されるという発表を契機に、県内で公共交通への関心が高まっています。私もこれまで公共交通の維持・活性化を強く訴えてきましたが、こうした機運の高まりは、今後の県施策を進める上で大きな転機になると考えます。

地域の持続的な発展のためには、利用して残す鉄道・バスという理念を軸に、公共交通ネットワークの確保と再編を進めなければなりません。

一方で、依然として自家用車依存が強く、モータリゼーションへの対応が喫緊の課題となると思います。

この課題を克服する上で、私はパーク・アンド・ライドの普及が鍵になると考えています。

パーク・アンド・ライドとは、自家用車で交通結節点まで行き、そこから鉄道やバスなどの公共交通に乗り換えることで都市部への車の流入を抑制する仕組みです。これにより、鉄道やバスの利用促進、渋滞緩和、環境負荷の軽減、さらには交通安全の向上にもつながります。まさに、脱炭素社会づくりやライフスタイル転換

の柱となる施策であり、環境にも家計にも優しい一石三鳥の取組と言えます。国全体でも、脱炭素社会の実現に向けた重要な施策の一つとして位置づけられています。

県がLRＴを有力な候補として検討を進める新たな交通システムの導入は、単なる交通インフラの整備にとどまらず、長良川鉄道や養老鉄道、樽見鉄道や明知鉄道といった地方鉄道路線の活性化、さらには地域経済・まちづくり・環境施策を一体に進める絶好の機会でもあります。

厳しい経営環境にある県内鉄道の利用促進と利便性向上のためには、パーク・アンド・ライドの推進が重要だと考えます。自家用車で駅までアクセスし、鉄道に乗り継ぐ仕組みを整えることで、鉄道利用者の増加が期待できます。そのためにも、乗り継ぎ拠点となる大規模な駐車場の整備を進める必要があります。

全国成功事例を参考に、県が主導して地域特性に応じた形でパーク・アンド・ライドの導入推進を図っていただきたいと思えます。

最も大きな壁は県民意識の変革です。かつて、岐阜市で路面電車が廃止された背景には、車のほうが便利、電車は渋滞の原因といった意識がありました。しかし、今必要なのは、利便性の小さな犠牲の先に将来の地域環境、安全を見据えた公共交通を選ぶ意識への転換です。県民の意識転換が不可欠であり、その先導役として県がモデルを示す必要があります。

その第一歩として、新たな交通システムの導入と連動した取組の一環で、県庁職員駐車場の活用を提案します。

県庁には二千台超えの職員駐車場がありますが、そのうち一千台をパーク・アンド・ライド拠点として試行的に開放すれば、職員自らが公共交通利用を実践する姿を県民に示すことができます。千人の職員が自家用車

通勤から転換すれば、工事が始まった国道二十一号線高架事業周辺の朝夕の渋滞緩和に直結し、県職員自らが公共交通利用の先頭に立つことで県民の意識も確実に変わると考えます。

県庁職員駐車場をパーク・アンド・ライド専用にすれば、さらに千台規模の自家用車移動が減ります。通勤の自動車二千台を減らせれば、一日約六トンのCO₂排出削減と約二千七百リットルのガソリンが不要になります。環境負荷を下げ、交通の流れを確実によくする、効果の見える取組です。県庁職員駐車場を活用したモデル事業を立ち上げれば、通勤、観光、環境を同時に改善する実証拠点となり、全国に発信できる先導モデルになると考えます。

まず隗より始めよ。県自らが率先して行動することが、県民意識を変える最も強いメッセージになるはずですよ。

以上を踏まえて、知事にお尋ねします。県が進める岐阜圏域のまちづくりの着実な推進と既存公共交通の活性化を見据え、パーク・アンド・ライドを県民に広く周知し、積極的に推進する必要性についてどのようにお考えでしょうか。

また、県庁職員駐車場をパーク・アンド・ライド拠点として活用する提案について、まちづくりの推進に当たり、社会実験を実施して有効性を確認するなど、県が率先して行動する必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、岐阜圏域のまちづくりのイメージとバスの役割について伺います。

岐阜市が推進するBRT（バス高速輸送システム）と、県が検討を進めるLRTを有力候補とする新たな交通システムは、広域的な公共交通ネットワークを形成する大きな可能性を持っています。これらを有機的に連

携させることで、J R東海道線や高山線、名鉄本線、各務原線との接続を強化し、既存鉄道の空白地域をバスが補完することができます。

新たな交通システムを実効性あるものにするためには、L R Tの沿線だけにとどまらず、岐阜圏域全体の周辺自治体・民間事業者と連携した鉄道の活性化とバス路線の再編が欠かせません。

しかし現状では、運転手不足と事業者の経営悪化が深刻化し、二〇二四年問題の影響も重なり、バス路線廃止が相次いでいます。川島笠松線、笠松県庁線、岐阜各務原線、黒野線、美江寺穂積駅線など、市町の境を越える多くの長距離バス路線がなくなりました。

この流れを断ち切るには、残すために使ってもらう仕組みづくりが欠かせません。そのためには、鉄道や新しい交通システムとの連携強化、デジタル技術による乗り継ぎ向上、将来的には自動運転バスの導入まで見据えた路線再編を進める必要があります。

私は、公共交通ネットワークを生きた一本の大木と考えると、幹は鉄道、そしてL R T。枝になる部分はバス路線。そして、葉っぱのところはオンデマンドタクシーなどの細かい交通。この幹、枝、葉が有機的につながってこそ、持続可能な都市交通が成り立ちます。

ここで、二つの提案をさせていただきます。

一点目は、広域B R Tの導入検討についてです。

岐阜圏域の大動脈となるB R Tは、県が先頭に立って検討すべきです。

例えば、穂積駅から北方町、本巣市につながるルート、あるいは各務原市の駅と関市を結ぶルートなど、鉄道と相互に補充し合う広域B R Tは、圏域全体の移動利便性を一段引き上げます。

二点目に、バス路線再構築と県有施設を生かしたパーク・アンド・ライドの推進です。大木の枝や葉を充実させる上で、利便性の高い乗り継ぎ拠点の整備は要となります。県庁職員駐車場など県有施設をパーク・アンド・ライド拠点として活用すれば、通勤車両の削減と公共交通利用の促進を同時に実現できます。県庁職員の自動車通勤見直しのためにも、通勤時間帯には西岐阜駅と県庁を結ぶシャトルバスを運行することが必要です。そのバスを通勤時間外には図書館、美術館、OKBアリーナ、県庁、ふれあい会館などを巡回するルートとして運行すれば、公共交通の利便性向上とともに、文化・芸術・スポーツ施設の活性化にも寄与します。江崎知事の掲げるにぎわう県有施設を後押しする政策にもなります。

これらの再構築なしに、岐阜圏域の持続可能なまちづくりは前に進みません。県、市町、岐阜バスが一体となり、圏域全体を見据えた交通ネットワークを整えることが不可欠です。そのために、県が主導し、事業者、市町、有識者が定期的集まり、情報共有や路線再編、新技術導入を協議する場を設けるべきです。

以上を踏まえ、知事にお尋ねいたします。

まず、公共交通の見直しを含め、岐阜圏域で持続可能で魅力あるまちづくりをどのような姿として描き、県民へどのように示していかれるのでしょうか。

また、LRTを導入した場合、バスとLRTがそれぞれどのような役割を担うと想定しているのか。さらに、将来を見据えたバス路線の再編について、そして現在の岐阜バスとの情報交換の状況についてもお聞かせください。

以上で分割前半の質問を終わらせていただきます。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 二点の御質問をいただきました。

まず、岐阜県版パーク・アンド・ライドの推進と県庁職員駐車場の活用についてお答えを申し上げます。

パーク・アンド・ライドは、郊外にある駅やバスターミナル周辺に駐車場を整備し、マイカーから公共交通機関への乗り継ぎを促すものでございます。公共交通機関の利用促進、都市部の交通の混雑緩和及び環境負荷の軽減が図られる取組でありますことから、県としましてもその重要性は認識しており、広く周知する必要がありますと考えております。ここはもう議員御指摘のとおりだと思います。

特に岐阜圏域のまちづくりにおきましては、中心市街地に人を呼び、周遊性を持たせ、歩くまちの実現に向けて取り組む必要があるとの考えの下、LRTを有力候補として、新たな交通システムの導入の検討を行っているとところでございます。

現在、ルート案、道路・公共交通・既存インフラへの影響、利用者の需要予測、運行計画及び施設計画など、基礎的な調査や検討を進めておりますが、基幹となる交通システムとマイカー利用も含めた、より身近な交通が一体となって効果的に機能するには、パーク・アンド・ライドの取組も重要な検討項目の一つとなっております。

パーク・アンド・ライド拠点をどこに設置するかにつきましては、基幹道路や新たな交通システムとの接続性、用地の確保のしやすさなども踏まえ、具体的な場所を選定する必要があると考えております。

こうした観点から、今年度九月補正予算に計上いたしました新しい交通システム導入に係る交通再編検討業務、これの中でパーク・アンド・ライド拠点の候補地の抽出を行っているところでございます。

御提案のありました県庁職員駐車場は、国道二十一号など幹線道路に近く、新たに用地を確保する必要がないことから、将来的に新たな交通システムを導入する際には、議員御指摘のとおり、有力な候補地の一つになり得ると考えております。

引き続き、公共交通機関の活性化の観点も踏まえながら、岐阜圏域のまちづくりの検討を進めるとともに、本年度末を目標に関係機関で構成する検討体制を構築し、議論を行ってまいります。

また、パーク・アンド・ライドの取組を県民に広く周知するとともに、その有効性を確認することを目的に、パーク・アンド・ライド拠点の具体的な整備計画が定まった段階で、議員御提案の社会実験も検討してまいります。

次に、岐阜圏域のまちづくりのイメージとバスの役割についてお答えをいたします。

岐阜圏域のまちづくりにつきましては、現在、目指すまちづくりの五本柱、こういったものを掲げまして、具体化に向けた議論を進めているところでございます。それぞれの柱に沿って福祉や教育、商工や観光、環境や防災など、様々な取組を検討していくこととなりますが、例えば、公共交通という観点からは、一つ目の柱でありますこともやお年寄り、すべての人が輝くまち、この実現に向けまして、利用しやすい交通手段の確保やバリアフリーへの配慮などが必要となります。

二つ目の柱でありますクリーンで環境に優しい洗練されたまちの実現には、交通分野での温室効果ガスの排出削減や岐阜圏域の豊かな自然との共存などが重要となっております。

そして三つ目の柱、巡って楽しい便利で快適なまち、そして四つ目の柱であります人やモノを呼び込む魅力豊かなまちの実現のためには、魅力ある拠点の充実とアクセスの確保が重要となります。

五本目の柱であります災害に強く安全で安心なまちの実現には、災害時を想定したインフラの強靱化や交通事故防止対策などが求められるところでございます。

今後、それぞれの柱に沿いまして、公共交通以外の分野も含めた様々な施策を組み合わせたまちづくりのイメージをつくり上げ、県民の皆様にも共有していくとともに、市町をはじめとする関係者とも連携し議論を進めてまいります。

このような取組の一つとして、今月十六日に岐阜圏域のまちづくりフォーラムを開催することとしております。ここでは、関係者や県民の皆様と共に、まちづくりや交通システムが果たす役割について議論を深めていただきたいと思います。

次に、まちづくりの基本インフラとなります交通システムにおけるバスの役割について申し上げます。

より広い範囲での人の移動を考えた場合、例えば都市の軸となる部分に基幹交通システムとしてLRTなどを導入し、乗り継ぎの利便性も考慮しながら、より身近な交通である路線バスやコミュニティバスを接続するなど、地域全体として最適な公共交通網を検討することが重要であると考えております。議員御指摘のとおりでございます。

ちなみに海外では、一定の時間内であれば、一枚のチケットでバスやLRTに何度でも乗車できる仕組みを導入している例もあり、バスとLRTなどを一体的に捉えて利便性を高める取組についても検討を行ってまいります。

こうした検討を進めるに当たりましては、長年、岐阜圏域の公共交通事業を担っていただいております名古屋鉄道株式会社さん、名鉄さん、そして岐阜乗合自動車株式会社、岐阜バスさんとの協力が欠かせません。そ

のため、これまでも事務方ベースでは、バス路線を含めた新たな交通システムの導入の考え方や、九月補正予算に計上した業務の進め方を説明し、協力を要請してまいりましたが、先日、私自身も岐阜バスの社長さんと面談をさせていただきまして、岐阜圏域のまちづくりについて協力をお願いし、意見交換を行ってきたところでございます。

今後もし引き続き、公共交通事業者などの関係者と個別に協議しながら、調査・検討を進めるとともに、本年度末を目標に関係機関で構成する検討体制、これを構築いたしまして、丁寧に議論を行ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十三番 松岡正人君。

〔三十三番 松岡正人君登壇〕

○三十三番（松岡正人君） 御答弁ありがとうございます。

次に、シニア世代向け働いてもらい方改革についてお尋ねいたします。

経済成長、インフレ、実質賃金の同時達成が今の日本の大きな課題です。政府は供給力を高める投資を進めますが、物価高で生活は苦しく、特に年金世帯は厳しい状況です。マクロ経済スライドで年金は調整されるものの、物価上昇が速く、実質的な目減りが避けられません。その結果、本来はゆとりある老後を送るはずの年金受給者であっても働かざるを得ないという声が広がり、年金だけでは生活が難しいという切実な訴えが増えています。特に、単身高齢者や低年金世帯の不安は深刻です。

しかし私は、この現実を嘆くだけではなく、働くことを誇りや生きがいとして受け止める社会へ踏み出すきっかけになると考えます。働かざるを得ないから、働けることが誇りになるへ。今、健康長寿を目指している岐阜県に必要なのは、この前向きな意識転換だと考えます。

一方で、県内の労働市場では、建設、介護、物流、サービスなど幅広い分野で慢性的に人手不足が続き、労働力確保は県経済の持続可能を大きく左右します。ここにシニア世代の力を最大限に生かすことが重要です。

高齢者の就労を生活防衛というよりは社会参画として前向きに位置づけられるように、県として環境整備を進める必要があります。

具体的には、一つ目に希望に応じた短時間、柔軟な働き方の拡大、二つ目に健康状態や経験に応じた職場マッチング、そして三つ目はデジタルスキルなどのリスキリング支援、そして最後に定年後の地域での活躍の場の確保などが重要だと思います。

高齢者の就労を福祉ではなく経済の柱として位置づけ、働きたいシニアをしっかりと支える岐阜県へ踏み出すこと、これこそが健康長寿の岐阜県づくりに直結する方向性だと考えます。そして、この転換は、シニアの経済的自立を後押しし、健康で生き生きと働ける社会を実現する県の最重要施策になるはずです。

県内の高齢者就労状況を見ると、六十五歳以上の就業者数はこの五年間で約一万五千人増加しています。また、六十五歳以上の就業率も全国平均を上回っていますが、今後の課題はシニア世代が安心して働ける環境整備です。ミドル・シニアいきいきキャリアプラン塾やハローワークの高齢者向けの生涯現役支援窓口など、国の就労支援策が広がっている中、県としてもその動きと足並みをそろえ、シニアの働きたいを後押しする取組を強めていくことが欠かせません。

同時に、県独自の人材育成として、岐阜県DX研修をはじめとするデジタル分野の学び直しを充実させることで、シニアが新しい資格や技能を身につけ、働き続ける力を高めていく。この方向性をしっかりと進めていくべきだと考えます。

江崎知事は、モーニングプロジェクトで元気なシニア世代を応援し、働いてもらい方改革として短時間労働やスキルに応じた働く場の提供にも前向きに取り組んでおられます。

人生百年時代においては、働くこと自体が健康維持にもつながります。経済的自立を実現するために、短時間勤務制度や柔軟な働き方を支える環境づくりを進めることが重要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。物価上昇が続く中、シニア世代が安心して働けるよう、企業が柔軟な勤務体制などを整備する必要があると考えますが、県として今後どのように推進していくお考えかお伺いいたします。

次に、商工労働部長にお尋ねいたします。人口減少が進む中で、働く意欲のあるシニア世代の活躍は重要であり、就労を促進するためのリスキリングや企業とのマッチング支援が必要と考えますが、県としてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

次に、働きやすい県庁を実現するためのDXの推進についてお尋ねいたします。

県では、県内企業に対して働きやすさを追求する働いてもらい方改革を推進しています。その発信者である県庁自身が、まず模範となる改革を進めていくことが何より重要だと考えます。

社会全体では、デジタル技術の進展により、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した業務の効率化や省人化が急速に求められています。総務省が進めてきた自治体DX推進計画も二〇二五年に節目を迎え、次の段階として住民起点の行政サービス変革とデータ駆動型行政への移行が全国的な潮流となっています。

一方で、全国的には地方公務員数の減少、デジタル人材の不足、そして依然として根強く残る紙中心のアナログ文化など、課題は山積しています。

また、子育てや介護と仕事を両立できる職場づくり、在宅勤務や出張先での柔軟な働き方の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進も避けては通れません。

県庁においても、職員一人一人が自らの事情に応じて柔軟に働ける環境づくりをさらに進めていく必要があります。

例えば、子供の急な発熱で一時的に職場を離れた後、自宅で在宅勤務を行う。あるいは、繁忙期に一度帰宅して家事や育児を済ませ、再びテレワークで業務に戻る。こうした働き方が当たり前になるように環境を整えることこそ、県庁改革の本質だと考えます。

通勤時間の削減は、育児や介護世代にとって大きな支援となるだけでなく、仕事への集中度を高め、生産性の向上にもつながります。その柔軟な働き方を支える基盤こそ、DXの積極的な導入と運用だと考えます。

ただし、DXを本格的に進めるには、単に技術を導入するだけでは不十分で、職員一人一人がデジタル活用に向き姿勢を持ち、自ら業務の見直しや改善を提案する、そうした組織風土の変革、これこそが不可欠です。

他県の先進事例を見ますと、山口県では生成AIやクラウドツールを活用し、職員提案型の業務改善が進められているようです。マイクロソフト社との包括連携やデジタルリーダー育成研修を通して、庁内全体のデジタルリテラシーの向上に取り組んでいるとのこと。

岐阜県においても、タブレット型パソコンの導入に向けた先行検証を実施し、業務効率化や時間外勤務の縮減、県民サービスの向上、そして職員が自らのライフステージに応じた働き方を選べる環境づくりを目指していると同っています。

今後は、時間や場所にとらわれずできるテレワークの推進やペーパーレス会議、そして電子決裁の徹底、さらにはAIによる文書作成支援やデータ分析など、新しい働き方を後押しする仕組みを積極的に取り入れていくことが求められます。残業時間の削減だけではなく、職員一人一人が働きがいと生産性の両立を実感できる職場づくり、これこそが県庁が目指すべき次のステージだと考えます。

そこで、未来創成局長にお尋ねいたします。これからの県庁において、DXをどのように推進し、業務効率化とワーク・ライフ・バランスの向上を両立させた働きやすい県庁へと変革していくのか、お考えをお聞かせください。

最後に、市町村との連携強化を含めた農業施策の推進について伺います。

今、物価高が県民生活を直撃しています。中でも主食である米の価格上昇は、家計への影響が大きく、県民の関心が高まっています。

国際情勢が不安定化する中で、食料安全保障の重要性はこれまでになく高まっており、国は四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障を基本理念の一つに据えました。輸入依存度の高い日本にとって極めて大きな転換点です。とはいえ、現状は厳しく、自給率はカロリーベースで三八%、肥料や飼料、種子まで含めた実質自給率は九%程度しかありません。

食料安全保障は国家安全保障そのものです。岐阜県としても、この現実を直視し、主体的に対応する姿勢が不可欠だと考えます。

こうした中、ぎふ農業・農村基本計画が令和七年度末に終期を迎えることから、新たな計画の策定作業が進んでいます。九月定例会で示された骨子案では、自給率向上について国の約二倍のペースを目指していくとい

う意欲的な目標が掲げられました。

しかし、本県の自給率は二六%と依然として低く、五十年間ほぼ横ばいの状況が続いています。担い手減少、気候変動といった逆風を乗り越え、持続可能な農業を再構築する覚悟が求められています。

岐阜県農業は、小規模農家と中山間地の農地が支えています。しかし、基幹的農業従事者の平均年齢は七十歳近く、その約八割が六十五歳以上となっています。後継者不足が深刻化する中、中山間地の農地が耕作放棄地化すれば、生産力の低下だけではなく、防災や水源涵養といった公益的機能も失われてしまいます。

中山間地農地の維持は、文化や景観の問題を超え、県民の命を守る安全保障の課題です。

岐阜県は五圏域十か所の農林事務所を軸に、地域の特性に応じた支援を進めています。しかし、県全体の支援だけでは高い目標の達成は困難だと考えます。各市町村が主体的に地域農業の将来像を描き、地域に適した施策づくりを進める体制が不可欠です。

ところが、多くの市町村では農政の専門知識を持つ職員が不足し、農業ビジョンの策定や施策の継続が十分にできていない実態があります。県においても、農業の専門知識を有する職員の確保には苦労されていると思います。県が専門職員を市町村へ派遣する、または専門コンサルティング機能を提供するなど、市町村農政を下支えする仕組みを強力に整備するべきだと考えます。

こうした市町村農政の底上げが求められる背景には、世界的な潮流もあります。世界では今、食料の自給強化が進み、地域の食は地域で守るという食料主権の考え方が広がっています。地域で農業や加工の循環を育て、食料自給率を底上げすることこそ、地域の未来を守る確かな手段だとされています。

J A岐阜では、令和五年から地消地産を掲げて、農家だけではこれからの農業は守れないとして、地域の

人々の農業参画に積極的に取り組んでいます。こうした取組が県全体に広がるように、県、市町村、JAなど関係団体が一体となった政策形成が不可欠です。

さらに今後五年から十年で担い手が急速に減ることが避けられません。農業に関心を持ちながらも、これまで農業以外で働いてきた方々、例えば、私の地元の各務原市で言えば製造業の従事者や公務員、団体職員などの力を生かせる仕組みづくりが必要だと思います。

そのためにも、まず県自身が農業分野での職員の兼業・副業を積極的に後押しして、具体的なモデルを示すべきだと考えます。この姿を見せることで、県内企業や団体へと広がる大きなきっかけになるのではないのでしょうか。

以上を踏まえて、知事にお伺いいたします。新たな農政の基本計画において、食料自給率の向上を国の約二倍のペースで進めるとしています。その実現に向けて、課題や障壁となるのは人だと考えます。それを乗り越えるための県の決意と市町村との連携の深め方、職員の兼業・副業の推進等の課題に対し、どのように取り組んでいくのかについてお聞かせください。

以上で質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 私には二点の御質問をいただきました。

まず、シニア世代の働いてもらい方改革についてお答えをいたします。

人生百年時代を迎え、健康長寿を実現するためにも、仕事を続けることで社会に貢献しているという実感、これを持つことが重要だと考えております。

昨年度の国の調査におきましても、六十歳以上の方が働き続けたい年齢として七十五歳まで、八十歳まで、働けるうちはいつまでもという三つの回答を合わせますと四一％となっており、五年前から四ポイント増加し、就業意欲の高いシニア層は増加傾向にあると見られます。

しかしながら、フルタイムでの労働はシニア世代にとつてハードルが高いため、現在県では、働きたい方が柔軟に働ける職場環境を整えるための働いてもらい方改革、これを推進しているところでございます。その普及のためには、何といつても経営者の意識改革が重要であり、現在、県内の優良品例の紹介を行っております。例えば、六十歳以上に年齢を限定した求人によつて応募が殺到した企業があります。この企業では、併せて高齢者の転倒防止策として床の排気管などを全て天井に移したり、作業忘れを知らせるブザーの導入などを実施し、人手不足を解消するだけでなく、売上げと生産品質を同時に大きく向上させております。

同様に、従来一人で行つてきた業務を切り分け、変則勤務を進め、八十代の職員でも週三日、午前中二時間の超短時間勤務を行うなど、働きやすい環境を整え、シニア世代が活躍している企業が県内に多数存在しております。

こうした優良品例の具体的内容や課題、従業員の声などを事例集として整理し、現在三十社を公表し、経済団体の皆様と連携してPRを実施しております。さらに、経営者の皆様が集まる会合などにおきまして出前講座を開催するなど、幅広く経営者の意識改革を進めてまいります。

また、こうした取組を具体的に進めるためには、環境整備への財政支援が必要でございます。このため、県

では今年度、小規模事業者向け補助金に働いてもらい方改革枠を新設いたしました。現在二百九件を採択いたしました。採択事例には、高齢者の視覚機能の低下に対応するため、照明器具を蛍光灯からLEDに切り替えたり、熱中症リスクの高い高齢者のためにスポットクーラーを導入したり、あるいは作業場の段差を解消しバリアフリー化するといった事例もあり、シニア世代の働きやすい環境整備を支援してまいりました。

こうした取組を進める中、企業の皆様からは、経営者同士で交流できる場の創出や環境整備に係る支援の充実、さらには働いてもらい方改革導入のサポートなどの要望が寄せられております。こうした声を踏まえまして、今後の取組として新たに企業への伴走支援に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、働いてもらい方改革導入に当たつてのスキルやノウハウを企業が学ぶ実務的な研修やセミナーの開催、伴走支援を行う商工会、商工会議所の経営指導員の研修強化に加え、導入に当たって困り事を相談できる体制の充実などについて検討を進めております。

こうした取組を着実に進めることによりまして、シニア世代が安心して働ける環境づくりを一層推進してまいります。

次に、農業施策の推進における市町村との連携強化についてお答えをいたします。

現在、農業従事者の急速な減少が見込まれる中、従来の農業の形態をそのまま続けるだけでは、本県の広大な農地の潜在力を十分に發揮できなくなることが懸念されます。他方、いわゆる令和の米騒動を契機といたしまして、従来の農業の在り方を見直す機運が高まっており、本県においても積極的な取組が必要と認識しております。

県民の皆様には安全・安心でおいしい農畜水産物を安定的に供給するとともに、県土の保全や水源の涵養など、

農業が持つ多面的機能を将来にわたって發揮させていくためには、従来の專業を基本とする大規模経営体を推奨するだけでなく、兼業や副業など多様な形で農業に参画する方々を含めたハイブリッド型農業へ移行していくことが必要であると考えております。

そのためには、多様な主体の農業参画や本格農業に向けた支援スキームの構築、農地利用の最適化といった課題を解決する必要があります。その際、土地の利用を基本とする農業にとつて、市町村との連携は不可欠であり、県としましても市町村の実情に応じたサポートを実施してまいります。

具体的には、先般、政策オリピックのスキームによって公募を開始しましたアグリパーク構想について、具体的な取組の実現に向けては、県庁と農林事務所の職員が市町村職員と膝を突き合わせ、スタートアップの場づくりに向けた意見交換を行うとともに、農地制度に精通するぎふアグリチャレンジ支援センターや岐阜県農業会議、農業委員会と連携しながら、市町村と共に実情に応じた農地あっせんの仕組みづくりを検討してまいります。

また、地域計画の見直しに向けましては、担い手不足が顕在化した市町村を対象に、外部コーディネーターを招聘した協議の場づくりや、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携した地域外からの担い手誘致の取組をサポートしてまいります。

なお、県内には一市一農林事務所、すなわち農林事務所の範囲が市と全くかぶるような場所です。この地域が二か所ございますが、より効果的な政策実施のため、現在、下呂市と下呂農林事務所が同じ庁舎内で一体的な業務を推進しております。次年度からは、郡上市とも同様の取組を進めたいと考えております。

最後に、兼業・副業についてでございますけれども、今後、多様な主体による農業への参画を促す上で、県

が率先して範を示す必要があると考えております。今後アグリパークの取組などを踏まえ、県職員が農業に参画しやすい環境づくりも検討してまいります。私も毎週やっております。

○副議長（高殿 尚君） 商工労働部長 小島光則君。

〔商工労働部長 小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君） 私からは、シニア世代に向けた就労を促進するためのリスキリングや企業とのマッチング支援の取組についてお答えします。

働く意欲のある高齢者のリスキリングのため、県では様々な研修や職業訓練を開講しております。

例えば、デジタル分野では、パソコン操作の基礎やIT関係の資格など、職場で必要となるスキルを学ぶことが可能です。本年十月には、これらのメニューを一層活用いただけよう、百五十件以上の研修等の情報を提供するウェブサイトを、ぎふ・リスキリングナビを開設いたしました。来年二月には、経営者向けのセミナーにおいてこのサイトを周知するとともに、高齢者が働き続けるためのリスキリングについて啓発してまいります。

次に、企業とのマッチング支援につきましては、県中小企業総合人材確保センターにおいて、ミドル世代・シニア世代を対象としたマッチングイベントを今年度二回開催し、採用に意欲的な企業十三社、就労を目指す六十二名が参加されました。センターでは、登録をされた高齢者に対し、応募書類の作成からキャリアの設計に至るまで、細やかなサポートを行っております。

今後、高齢者の方々が働き手として生き生きと活躍できるよう、リスキリングや企業とのマッチングを通じて支援を進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 未来創成局長 兼松伸和君。

〔総合企画部未来創成局長 兼松伸和君登壇〕

○総合企画部未来創成局長（兼松伸和君） DXの推進による働きやすい県庁づくりについてお答えします。

業務効率化とワーク・ライフ・バランスを両立する働きやすい県庁の実現のために、デジタル技術の活用は極めて効果的と考えます。そのため、今年度から、ハード・ソフト両面の業務改革を加速し、今まさに県庁の仕事の仕方を大きく変えようとしているところでございます。

まずハード面では、出張先や自宅でも円滑に業務を行えるよう、タブレット型パソコンの配備を進めています。先行検証では若手職員に活用いただきまして、現場状況を撮影し、その場で職場の上司に相談でき、迅速に指示を受けられた、あるいは急な子供の体調不良時に自宅でスムーズに仕事ができたとの声が寄せられているところでございます。

一方のソフト面では、電子上で共同編集できるツールを活用し、作業の迅速化とペーパーレス化を図っております。

また、今後はAIの活用研究も進めています。例えば、ベテラン職員の知見をデータベース化し、職員の間合せて生成AIが回答するなど、省力化や技術の継承にも貢献する手法を現在検討しているところでございます。

今後とも、デジタル研修を強化して、職員のアイデアも丁寧に聞き入れ、DXによる県庁の業務改革を積極的に推進してまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

+++++

午後零時四十五分再開

○副議長（高殿 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き、一般質問並びに議案に対する質疑を行います。二十八番 国枝慎太郎君。

（二十八番 国枝慎太郎君登壇）（拍手）

○二十八番（国枝慎太郎君） 皆さん、こんにちは。

予定より早く始まりましたので、しつかりと質疑をさせていただき、時間を十分に使った答弁も期待したいと思っております、よろしくお願いたします。

ただいまより議長から発言のお許しをいただきましたので、今回は大きく三点についてお聞きをいたします。

それでは、最初に農業と狩猟者の担い手確保について質問をいたします。

市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農地利用を明確化することを目的とした地域計画が策定されました。その地域計画によると、現在の岐阜県における地域計画内の農地面積は、平たん地域で二万三千十一ヘクタール、中山間地域では二万四千八百九十三ヘクタールで合計四万五千九百二十四ヘクタールとなっております。そのうち、十年後に作付予定がないとされた計画内の農地は、平たん地域で約二九%となる六千ヘクタール、中山間地域では約五五%となる一万三千七百ヘクタールとなり、合わせて約二万ヘクタールに上ることが分かり、計画内の農地面積の四割以上で担い手が位置づけされていないという結果となりました。そのうち、約七割が中山間地域に位置しているという結果でもあります。

ちなみに、二万ヘクタールとは二百平方キロメートルであり、岐阜市の面積が二百三・六平方キロメートル、つまり岐阜市と匹敵する農地が十年後には作付されないと示されました。改めて、将来に向けて食料を安定供給する担い手の不足が浮き彫りとなりました。

私は、九月議会においてアグリパーク構想の実現について質問し、新たな切り口で就農してもらおうための政策として、現在第三弾となる政策オリンピックにて募集が始まっております。十年後の担い手を確保していくためには、さらなる切り口での農業の担い手の確保が必要であると感じます。

その対策の一つとして、企業の農業参入を一層進めるべきと考えます。特に建設業者は地域に根差し、重機の取扱いにも精通しており、農業との親和性は高く、参入への期待が持てると考えます。

そこで、一点目としまして、農政部長にお聞きをいたします。

今後、地域農業を支える新たな担い手として、企業の農業参入をどのように進めるべきかお聞かせください。

また、農業の担い手とともに、狩猟者の確保についても大きな課題があります。

そのような中、私の住む地域の揖斐建設業協会から、今後緊急銃猟制度においても狩猟者を確保していくことは大きな課題であり、私たちの協会としても狩猟者の確保や地域の課題解決に向けて取り組んでいきたいという相談をいただきました。大変ありがたいお話でございます。県内の狩猟者の確保とは、ある意味で鳥獣から人命や農業を守り、生態系の保全や文化の継承という観点からも重要な社会資本の一つであると私は考えます。

同じ社会資本でもあるインフラ整備を担っていただいている事業者の皆さんが狩猟者として活動いただくことは、人口減少、高齢化の進展が著しく、鳥獣害による生活・農業被害も多い中山間地域が県土の約八割を占める岐阜県にとっても、持続可能な社会資本の維持につながると考えます。特に、今後の課題は狩猟者の高齢化と第一種銃猟免許者、いわゆる装薬銃、ライフル銃や散弾銃、第二種銃猟免許、いわゆる空気銃によって狩猟できる狩猟者の確保が課題だと私は思います。

現在、県内における狩猟者数全体の人数は四千六百二十九人、そのうち約五二%が六十歳以上であり、第一種銃猟免許者においていえば全体の約三一%の千四百二十七人しかいません。私も所県議もこの千四百二十七人の一人であります。私はこの免許の取得に大変苦勞をいたしました。特に、第一種銃猟免許の取得には、狩猟免許とともに岐阜県公安委員会から銃砲所持許可を受ける必要があり、銃器の取得には時間とお金がかかります。岐阜県の試算では、散弾銃の取得までに約三十万円の費用がかかると試算をされております。さらに、ライフル銃の所持には、散弾銃での十年以上の実績が必要とされております。

若い世代の皆様をはじめ、今後も社会課題の解決のために必要とされる第一種銃猟免許者の確保には、農業

の担い手確保と同様にさらなる切り口が必要と考えます。例えば建設業であれば、自社の社員のうち狩猟免許を取得した方が、県の猟友会への登録状況や各市町村での有害鳥獣の捕獲活動への参加状況に応じて、県発注事業の入札に関して加点するなどインセンティブを付与することで、一層地域の建設業者の皆さんから御協力いただけるのではないかと思います。

そこで、二点目としまして、環境エネルギー生活部長にお聞きをいたします。狩猟者の確保のため、建設業をはじめとする地元の事業者から協力いただくなど、今後どのように取り組むかお聞きをいたします。

次に、私たちにとって最も身近であり、まちづくりにとっても最も大切な社会インフラの一つである一次医療を担っていただいている無床診療所、いわゆるクリニックに対する支援についてお伺いをいたします。

現在、医療機関は大変経営が厳しい状況にあります。七月のNHKの報道では、二〇二五年上半期に倒産した医療機関は三十五件と過去最多のペースであり、内訳は歯科診療所が十四件、診療所が十二件、病院が九件であり、倒産件数が過去最多であった昨年を上回るペースとなっているという報道を含め、先月十一月二十七日の朝刊では、新聞各社が医療機関の経営悪化状況について報道があったばかりであります。

福祉医療機構におけるデータでは、無床診療所の令和五年度と令和六年度の経常利益率の中央値は六・四％から二・五％と大幅に悪化をしております。今年九月の令和七年診療所の緊急調査結果の公表についての日本医師会の定例記者会見では、このような状況が続けば、多くの診療所が地域から撤退・消滅し、病院と共に担っていたにいたっている地域の患者への医療提供を継続できなくなる可能性が高いとのコメントには、私も地域医療の崩壊につながりかねない危機感を感じたところでございます。

全国的に医療機関が経営難に陥っている背景には、診療報酬上昇率が二〇二〇年と二〇二五年八月比較で、

診療報酬の上昇率が一・九%に対し消費者物価指数は一二・一%と、一〇・二%というギャップがあることや、特に病院経営における費用割合の大きい人件費が上昇していることが事業悪化の大きな要因となっております。

この人件費の高騰は、経営逼迫の大きな要因であると同時に他産業との賃金格差が大きくなり、現実的に不足している医療・福祉人材のさらなる流出へと拍車をかけることになると、日本医師会でも大変危惧をされており、当然ながら、このような医療機関の逼迫する経営環境の改善には、来年六月に予定されている診療報酬の改定にて根治治療をすべきであるということも言ってもありません。

このような物価高対策において、国では、影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう重点支援地方交付金を交付し、令和六年度補正予算においては五十七億円が岐阜県に交付されました。しかし、昨年の岐阜県における令和六年度十二月補正予算においては、先ほど申し上げたように物価高騰によつて経営に苦しむ一次医療機関、いわゆる診療所、クリニックに対しては重点支援地方交付金の支援はありませんでした。

ちなみに、令和六年度下半期における東海北陸六県では、無床診療所に対する物価高騰対策として、一施設当たり平均四万四千円が支給をされております。さらに、病院、有床診療所に対する支援についても言えば、岐阜県の一床当たりの食材費は五千四百円と東海北陸六県平均七千円よりも低く、光熱費は東海北陸六県では平均一床当たり一万三千円を支給しているにもかかわらず、岐阜県は支給をしていないという状況でありました。このような岐阜県の交付金の対応について、現場からは大変厳しい声が上がっております。

今回の質問は、今後国から追加される物価高騰対策への補正予算を、現在外されている無床診療所に対して重点的かつ最低でも全国平均並みの支援をするつもりがあるかを知事にお聞きする予定でしたが、昨日追加

上程された交付金を活用した事業には、物価高騰支援として無床診療所、歯科診療所に対しても光熱費の支援金として一施設当たり十萬四千円や無床診療所を含む医療機関等に対する職員の処遇改善支援については議案が提出されました。このことに関しては、評価と感謝を申し上げます。

しかしながら、日本医師会による令和七年診療所の緊急経営調査の結果の中における経営課題アンケートでは、物価高騰、人件費上昇、患者単価の減少、患者減少、受診率の低下を課題として上げる診療所は五〇%を超え、続いて施設設備の老朽化が四一・三%、近い将来廃業が一三・八%となっております。さらに、経営悪化が続けば、今述べた経営課題によって診療所の廃業が加速することも懸念されております。

皆さんも御存じだと思いますが、医師会は地域の医療体制を支えるのみならず、公衆衛生の向上という観点からも多岐にわたり行政と共に活動をいただいております。中でも、学校医の派遣と支援は非常に重要な役割を担っていただいていると私は思います。しかし、現在の経営状況が続けば、今後、学校医等の支援・協力も大変厳しくなるとお聞きしております。診療所の安定した経営があるからこそ、子供たちの健康を守ることができる社会的役割も果たすことができると思います。

そこで、健康福祉部長にお聞きいたします。このように、診療所は人口減少や高齢化、さらには物価高騰による経営難という課題に直面しており、広い県土を有する岐阜県にとっては、一次医療を担う診療所の確保は県民の生活に直結する課題であると認識しております。県民に最も身近な一次医療を担う診療所を確保していくため、診療所に対して県として今後どのように支援をしていくかお聞きいたします。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 担い手の確保に向けた企業の農業参入についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、県民に食料を安定的に供給していくためには、事業の多角化や地域貢献に関心の高い企業の農業参入の加速化が必要であると考えております。このため、まずは地域計画において担い手不足が顕在化した市町村を対象に、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携し、農地の調整など受入れに係る地域の合意形成を促してまいります。

あわせて、企業の経営方針などの情報を有する金融機関などとも連携し、意欲的な企業へ個別訪問したり、先進事例や各種支援策を紹介するセミナーを開催するほか、個別相談を通じて営農計画の策定から地域とのマッチングまでを一貫して支援してまいります。

また、営農開始に当たっては、効率的な生産体制の構築に役立つスマート農業機械の導入や操作技術の習得についても支援してまいります。

さらに、建設業者の農業参入を促進するため、来年度から農政部発注工事を対象にして、全国で初めて地域計画に位置づけられた建設業者を入札時に加算して評価する仕組みを導入してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 狩猟者確保のための取組についてお答えいたします。

狩猟免許所持者、いわゆる狩猟者は有害鳥獣の捕獲者としての役割を担っており、その確保は重要であると考えております。

これまで、免許試験の土曜実施のほか、受検料の学割制度の導入などに取り組んできており、狩猟者の数は直近十年間では四千五百人から五千人程度と横ばいで推移し、年齢構成は若返っているところがございます。

一方で、昨今のツキノワグマによる被害、イノシシやニホンジカなどによる農業被害の状況から、一層狩猟者の確保に取り組んでいくことが必要であると考えております。このため、新たに企業・団体等に対して、従業員の免許取得と有害鳥獣捕獲活動への参加を広く呼びかけるとともに、入札制度におけるインセンティブの付与についても検討してまいります。

加えて、免許を更新しない狩猟者が毎年一定程度いることから、更新時期をお知らせするなど免許更新を促す取組も新たに行うとともに、免許試験の期日・会場の見直しや事前講習の実施により受検しやすい環境を整え、狩猟者の確保に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 一次医療を担う診療所への支援につきましてお尋ねがございました。

今後、二〇四〇年頃に向けて複数の慢性疾患や医療・介護の複合ニーズを有する八十五歳以上の高齢者の増加が見込まれる中、地域で日常的な診療等を担うかかりつけ医機能を有する診療所の役割は一層重要になると考えております。

一方で、診療所は公定価格である診療報酬により運営されており、昨今の物価上昇分を価格転嫁できず、大変厳しい経営状況にあると認識しております。このため、昨日上程いたしました補正予算におきましては、国の補正予算成立後に、当該予算を活用した光熱費等の支援のほか、賃上げや物価上昇に対する支援についてお

諮りしているところであります。

また、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少と比較して医療機関の減少スピードが速い地域などを重点医師偏在対策支援区域に設定し、当該区域において診療所を承継・開業する場合に、施設・設備整備や地域への定着支援の実施を検討しております。上記の取組などを通じまして、引き続き地域医療を支える診療所が各地域でその機能を発揮いただけるよう努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十八番 国枝慎太郎君。

〔二十八番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十八番（国枝慎太郎君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

最後に、ハリヨの生息保全に対する県の取組について、江崎知事にお伺いをいたします。

ぜひ、知事には前向きな答弁を期待して質問をさせていただきます。

私は先日、池田町社会教育課 横幕大祐さんによる池田山と人々の暮らしをテーマとする講演を拝聴いたしました。その講演の冒頭、池田町にはハリヨという魚が生息していることに触れられ、ハリヨが現在まで生息しているということは、ハリヨの繁殖地に湧く湧水、つまりは湧き水が氷河期の以前から現在まで約一万年にわたりかれたことがない証拠であり、奇跡の場所であるということを知りました。

ここで、簡単にハリヨについて説明をさせていただきます。

皆さんのタブレットにも入っておりますので、確認をいただきたいと思えます。（資料を示す）

こちらがハリヨという魚であります。世界でも岐阜県の西南濃地域と滋賀県の東部地域にしか存在しない希少な淡水魚であります。

このハリヨの特徴は二つございます。

一つ目が、この背中に三つのとげとおなかに二つのとげ、この尻背びれの前に一つと六つのとげがございます。

二つ目は、このハリヨにはうろこがございません。このうろこの代わりに鱗板といううろこが大きくなったようなものが六つ並んでいるのがハリヨの特徴でございます。

さらに、この希少な淡水魚であるハリヨの生息条件というのは、冷たくてきれいな湧水を好み、年間を通じて十五度前後の安定した水温が保たれていることが重要な生息の条件となっております。

また、ハリヨの繁殖行動も特徴的でございます。ハリヨの雄は、繁殖期になると婚姻色となります。本日は特別に藤本県議の知人である羽島市在住の水中カメラマン 伊藤義弘さんから、ハリヨが婚姻色になったときの写真をお借りしてきましたので、御覧いただきたいと思えます。ドーン。(資料を示す)

こちらは、ふだんはハリヨは銀白色の色をしているんですけども、繁殖期、三月から六月ぐらいになると、このハリヨの雄の顎から下の辺りが赤くなって、全体的に青色を帯びた本当に鮮やかな色になります。これによってハリヨの雄は雌に対して自分の健康をアピールします。

さらに、このハリヨの雄はジグザグに踊るように、ダンスをするように泳ぐことによって、これは通称求愛ダンスというのですが、それをするによって雌を引きつけると、そういった特徴的な繁殖行動を持っております。

さらにこのハリヨの雄は、自分の縄張を持って、その縄張に水草や草の根っこを集めて巣を作ります。その巣を作って、雌が産んだ卵をふ化するまで雄が最後まで面倒を見るといふ特徴もございます。私は、このハリ

ヨの雄、まさに私がしてこなかったことをしつかりとしてきた本当に学ぶべきハリヨの雄だということも学ばせていただいたところでございます。

このようにハリヨは繁殖期になると美しく輝く体色になること、清らかで冷たい湧き水という限られた環境にしか生息できない希少性から、ハリヨは清流の宝石と呼ばれております。

次に、こちらを御覧いただきたいと思えます。(資料を示す)

この下の平面図であります、こちらは今回質問のテーマとなります池田町におけるハリヨの生息地の平面図となります。この紫色で囲んだ池は、昭和四十一年、池田町八幡のハリヨ繁殖地として、岐阜県が岐阜県天然記念物として指定をしました。この所管は、観光文化スポーツ部の文化伝承課が所管をしております。

そして、二〇〇一年にハリヨが岐阜県の指定希少野生生物に指定をされておりました、それと同時にこの池とつながる一級河川である中川の上流部の一部が八幡ハリヨ指定希少野生生物保護区に指定をされております。この希少野生生物保護条例の所管は、環境エネルギー生活部の環境生活政策課であり、この中川の管理は岐阜県の県土整備部の河川課であります。

このように、池田町のハリヨの生息環境を保全するには、岐阜県だけでも観光文化スポーツ部、環境エネルギー生活部、県土整備部の三部にまたがっていることをまずは皆さんに御理解いただきたいと思えます。

また、ハリヨの繁殖地と接続する中川の最上流部は、昭和六十年頃はヘドロが堆積し、とても清流の宝石と言われるハリヨが生息している河川と言える状況でなかった写真を私も見せていただきました。

本日、議場に配付しました資料に生息エリアの変遷も載っておりますので、御確認いただきたいと思えます。配付資料にあるように、岐阜県においては、平成五年、一九九三年からハリヨの生息に適した河川整備を実

施していただき、生活雑排水や道路排水は別水路で分離したり、魚巢ブロック、要は魚が巢を作りやすいブロックを設置するなど、ハリヨの生息に適した環境に配慮した護岸整備やしゅんせつ工事をしていただきました。その後、一九九七年頃にハリヨは環境省より絶滅危惧種に選定され、現在ではさらに絶滅のおそれがあるⅠA類に分類をされております。

一方、地元の池田町において昭和四十一年に結成されたハリヨを守る会の皆様、そして平成二十七年、二〇一五年からは岐阜県立池田高校科学部の生徒の皆さんが参画し、ハリヨの保護活動として毎年自主的に藻狩りや雑魚の捕獲、ヘドロの除去、生息調査など保護活動に取り組んでいただいております。しかし、社会の変化や水利用の変化もあり、昭和五十五年頃から湧水は減り、池田町においてもポンプを設置するなどして水量の確保に努めてまいりました。

さらに、二〇〇四年頃からは、この湧水量の減少に加え、水流のない中川の保護エリアでは、河川内や魚巢ブロック内にヘドロの堆積が目立ち始めたそうです。

次に、こちらの四枚の写真を見ていただきたいと思います。（資料を示す）
こちらにもタブレットの中に入っておりますので、見ていただければと思います。

この先ほど示した中川の上流部なのですが、この中川の下流に赤坂用水堰とあって、農業の利水期の間は堰によって水をためているので、この上流部もその水をためている間はこの魚巢ブロックが隠れるぐらい水位が保たれております。しかしながら、十一月ぐらいから用水堰を開けると、この中川の上流の水位が一気に低下をしまして、このブロック内にあるヘドロが浮き島のように上がって、河川よりもこのヘドロが高いような状況になってしまいます。

そういつたことが起こるようになって、令和元年頃からこの急速な水位の低下によって逃げ遅れたハリヨがヘドロの上に捕まってしまつて、そのまま死んでしまう状況が生まれているそうです。この赤い白い米粒のよなものがハリヨの死骸となっております。

こういった状況があつて、守る会の皆様におかれましては、このように自主的に移動クレーンを使ってこのブロック内のヘドロの除去等に御尽力をいただいている状況でございます。

このブロック内にたまつたヘドロの臭いは大変きつく、一時保管できる場所もないのが現状です。それでも守る会の皆さんは、近隣の皆様に御理解をいただき、ヘドロを乾かして、乾いたヘドロは御自宅の畑にまいたりするなど、処分にも大変御尽力をいただいております。

私も昨年、守る会の皆様と中川に入り藻狩りを手伝わせていただきましたが、中川の中心部に近づくにつれ、ヘドロの堆積量はだんだん多くて、身の危険も感じるような場所でありました。守る会の皆さんや池田町は、この地にハリヨが元気に住める環境があることを誇りに思い、次の世代へ守り伝えていきたいと活動をいただいております。それでも、残念ながら二〇一八年以降はハリヨの生息数はそれまでの三桁台から二桁台へと減少しており、生息悪化が懸念されております。

一万年という時間は、人間の営みのはるか前から続く、まさに太古の自然の遺産であります。しかし、今この貴重な自然遺産を守り未来につなげるための環境保全活動が、地元のハリヨを守る会の皆さんや池田高校の皆さん、そして池田町だけの対応では限界を迎えていることを江崎知事にも御理解をいただきたいと思ひます。また、現在地元で対応いただいている中川におけるハリヨを守るための適切な河川内の作業も、地元のボランティア活動だけでは対応できない河川状況にあります。

昨日、長屋県議の来年度の予算の考え方に対する質問に対して、知事は、地域の力を高める予算の確保にも言及をしていただきました。まさに環境保全という観点であり、地域の誇りを守る、そういった県単枠の予算の確保についても江崎知事には御理解いただきたく切望いたします。よろしくお願いたします。

岐阜県希少野生生物保護条例の第三条には、県の責務として野生生物の種が置かれている状況を常に把握し、総合的な政策を策定し実施するものと定められています。今後、県指定の天然記念物である池田町八幡のハリヨ繁殖地やそこから通ずる中川、そして県指定の希少野生生物であるハリヨを守っていくためには、県内の自然環境保全を総括する立場である環境エネルギー生活部を中心に観光文化スポーツ部、県土整備部が部局横断的に連携することが重要であり、その上で、池田町や守る会と地元の方々と一緒になって保全の取組を行うことが必要であると考えます。

特に、地元のハリヨを守る会では限界な課題もありますし、ハリヨを守るのに時間的に余裕がないことにも御理解いただく必要があると思います。

そこで、知事にお伺いをいたします。県指定の天然記念物である池田町八幡のハリヨ繁殖地やそこから通ずる中川、そして県指定の希少野生生物であるハリヨを守っていくために、部局間連携により短期的から長期的な視点で今後どのように取り組んでいくか具体的にお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事（江崎禎英君） 私には、部局間連携によるハリヨの生息環境の保全に向けた県の取組について、具体的なということでも御質問をいただきました。

おかげさまで、我が地元である山県市にもハリヨが生息しております。伊自良という地区であります。ここは残念ながら保護区などの指定はありませんけれども、やはり池田町と同じく地元の皆様の努力によって守られているところでございます。

その上で、御指摘のありました池田町八幡地区のハリヨの生息環境の保全に当たりましては、複数の部署がそれぞれの観点から関わってまいりましたが、御指摘のとおり、相互に連携した取組が必要と考えております。具体的には、環境エネルギー生活部にあつては希少野生生物保護の観点から、観光文化スポーツ部にあつては県天然記念物保護の観点から、県土整備部にあつては河川管理の観点からそれぞれ関わりを持っております。まず、希少野生生物保護の観点からは、専門家により生息の有無を毎年確認するとともに、保護団体の活動状況を把握しております。

また、県天然記念物保護の観点からは、県文化財保護協会と連携し、当該地区の状況を年二回確認するとともに、管理者である池田町と情報共有を図っております。

さらに、河川管理の観点からは、ハリヨの生息地を含む中川の護岸整備に合わせて魚巢ブロックを導入するなど、地域と連携した治水・利水・環境の総合的な河川整備を進めているところでございます。

今回、議員から御紹介のありました生息環境の実態につきましては、これまでの取組では十分把握できていなかったと思われまので、関係部・現地機関が連携し、まずは町や保護団体から当該地区における生息環境の保全に関する取組状況について情報を収集させていただきたいと思えます。その上で、町や保護団体と連携

し、必要な対応策について検討し、生息環境の向上に取り組んでまいります。また、町や保護団体に対しては、環境保全活動やそれに携わる人材の育成への補助や専門家の派遣といった支援を行ってまいります。

生息環境調査によって環境の悪化が把握された場合は、改めて専門家による助言もいただきながら、町保護団体と共に要因を分析し、さらなる生息環境の向上策も検討してまいります。

そのほか、ハリヨにつきましては、環境教育副読本や動画による紹介のほか、県内小・中学生とその保護者が参加する環境学習ツアーの行き先に生息地を組み入れるなど、ハリヨの生息環境の保全に関する県民の意識の醸成につなげてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十八番 国枝慎太郎君。

〔二十八番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十八番（国枝慎太郎君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

一点目、健康福祉部長に再質問をさせていただきます。

答弁の中で、今後一次医療がなくなる可能性のあるエリアにおいて、先ほど事業継承をしやすい、そういったための支援制度というお話があつたんですが、具体的にもう少し内容を、どういった制度かというところをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

あと、二点目は知事にお伺いいたします。

ハリヨに関して、大変細かくこれから前に進めていただけると前向きなお話を伺ったところではあるんですが、やはり先ほど答弁の中でも、年二回、池田町と情報共有をされていたというお話がございました。やはりこういった情報共有が部局横断的にしっかりとされたいれば、こういった中川でいえば、あそこまでの

状況が生まれることはなかった可能性もございます。この情報共有を含め、要望をしつかり部局横断的に聞き取るようなシステムづくり、そこを先ほどの環境エネルギー生活部を中心に、この環境対策という部分についてもやっていたいただきたいと思うんですが、この考えについてもお答えいただければと思います。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

往々にして職場においては情報の共有が不十分というのはよくあることでありますけれども、こうした問題は本当に希少生物の存続に関わる非常に重要な問題でありますので、今回の点を契機にしつかりやりたいと思っております。

また、ハリヨの生息地は県内複数箇所あります。今回はこうした提案をしていただきましたので、この問題については理解したけれども、ほかのところがおろそかになってはいけませんので、しつかりそこは連携したというふうに思っております。

加えまして、今、幹部会議におきましては、今までのような報告事項だけではなくて、その場でいろんな情報共有し議論する体制をつくっておりますので、ちょっと気になることも含めて、そうした場において共有し、また各部局の連携もしつかり図ってまいりたいと思っております。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 先ほど、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業事業について

追加でお尋ねがございました。

本事業につきましては、昨年末、国において策定された医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージの中で、その経済的インセンティブのメニューの中の一つとして措置された事業でございます。幾つか経済的インセンティブの事業がございますが、その中でやはり地域によつては医師の高齢化、特に診療所医師の高齢化で承継が困難というふうな地域もあるというふうな地域課題の中で、まずは先行的に実施することとされた事業となっております。

要件については都道府県が最終的には決定するというふうなことになるんですけども、やはり基本コンセプトといたしましては、先ほど繰り返しになりますけれども、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できずに、人口減少と比較して医療機関の減少スピードが速い地域などを当該区域に設定するというふうなことになります。

ただ、いろいろ地域により実情が異なりますので、まずは地域医療対策協議会、そういった協議会での合意形成を経て、最終的には県が設定することとされております。

いずれにおきましても、やはり地域で必要なかかりつけ医機能を担う診療所、そういった機能を發揮いただけるように、県といたしましてはその辺り、関係者と丁寧に協議しながら検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（高殿 尚君） 二十三番 広瀬 修君。

〔二十三番 広瀬 修君登壇〕（拍手）

○二十三番（広瀬 修君） それでは、通告に従いまして、今回は大きく分けて二項目、住みたいと思われる岐

岐阜の実現についてと、健康づくりにつながるレクリエーションの推進についてを質問させていただきます。

いつも江崎知事におかれましては、安心とワクワクを県民の方が感じられる岐阜県づくりを目指しているということをおっしゃっていらつしやいますけれども、私もこの質問において、皆様方に安心とワクワクを感じていただけるように頑張ってお答えしていきたいと思っております。終わった後に、広瀬さん、あんたの質問は安心とワクワクじゃなくて、不安とはらはらは、どきどきしかなかったと、そんなことも言われないようにしっかりと頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目の項目、住みたいと思われる岐阜県の実現についてですが、三点お尋ねしたいと考えております。一点目、企業誘致の方向性についてです。

岐阜県が今後も人やモノが集まり、住みたいと思われる県であり続けるためには、安定した働く場の創出、そして魅力ある企業を呼び込む企業誘致が欠かせません。しかし、その前提となる人口構造は大きく変化しております。

本県の人口は、今年の一月時点の人口動態統計調査結果の推計人口で約百九十一万人となり、前年から一万六千人以上減少し、二〇〇五年の国勢調査で人口減少が確認できてからも減少が続いています。将来推計では、二〇五〇年には約百三十七万人と現在よりも五十万人を超える大幅な減少が見込まれているところであります。また、高齢化率も二〇五〇年には四〇％を超えるとされ、今後ますます労働力の確保が難しくなることも予想されています。このことは、岐阜県だけの現象ではなく、全国の地方公共団体も同様であることは皆様も御承知のとおりかと思えます。

一方で、県財政には、社会保障費の増加やインフラの老朽化への対応など構造的な支出増が見込まれ、従来

のように補助金や大規模整備に依存した企業誘致の手法には限界が来ていると私は考えています。

加えて、企業が地域を選ぶ基準も変化しています。従業員の生活の質、住環境、教育、医療、災害リスクの低さ、そして人材の定着や採用のしやすさなど、地域そのものの魅力が企業の競争力に直結する時代となつてきています。

このような背景の下、本県が今後持続可能な産業・雇用を確保していくためには、単に企業を誘致するだけではなく、働く人が暮らしやすい地域であること自体を企業への価値として発信し、補助金に頼らずとも企業に選ばれる構造へ転換していく必要があると考えます。

例えば、愛知県や名古屋市を含む中京圏への近接性と自然豊かな落ち着いた住環境、災害リスクの相対的な低さ、住まいのコスト負担の軽さ、大学や高専などとの連携の可能性、さらには気象・土地の特性を生かしたデータセンターの立地優位性など、岐阜だからこそ提供できる強みが数多くあります。今後は、こうした無形の価値を生かし、財政負担に過度に頼らない企業誘致へと戦略的に転換すべきと考えます。

そこで、知事にお尋ねします。人やモノが集まり、住みたいと思われる岐阜県を実現していくため、働きたいと思える魅力ある企業を誘致する必要があると考えますが、県の財政状況が厳しい中であつて、補助金に依存した従来型の企業誘致からどのように転換し、県の強みを最大限に生かした持続可能な企業誘致を進めていくのか、今後の企業誘致の方向性について、知事のお考えをお聞かせください。

次に、二点目として、先ほどの企業誘致からは視点を變えて、健康といえは岐阜県と認識してもらえないよう施策についてお尋ねをいたします。

本県が住みたいまち、選ばれる地域として評価され続けるためには、働く場づくりや子育て支援だけではな

く、県民一人一人が幸せを感じ、健康であるための仕組みづくりが不可欠であります。

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防、介護予防、メンタルヘルス対策など、健康づくりは全ての世代に共通する最重要課題であり、それを進めることで地域の活力を生み出す源となると考えます。

人口減少や高齢化が確実に進む中、医療・介護の需要は今後さらに高まることが想定されています。とりわけ、二〇四〇年に向けて高齢者人口がピークを迎え、医療・介護費の増加が見込まれる中で、いかに健康づくりを前倒しして進め、地域全体で健康寿命を延ばしていくかが財政面・人口面の双方において極めて重要な課題となっております。

ありがたいことに、本県には清流文化、森林や里山に囲まれた自然環境、食文化、温泉文化、地域に根差した医療体制など、健康を象徴する多くの強みが存在しています。しかし、こうした個別の魅力が点として存在しているだけでは、県内外に対して、健康といえば岐阜県という強い認識を形成するまでには至りません。

私は、本県がこれから目指すべきは、こうした個々の強みを面として組み合わせ、県として明確なメッセージを発信すること、すなわち健康政策のブランディングだと考えます。

そのためには、まず県が中心となり、分かりやすく印象に残り、県民が誇りを持てるキャッチコピーの策定、各種健康政策・事業をキャッチコピーの下に一体化し、相乗効果を生む横串のプロモーション、県民、企業、市町村、医療・福祉機関、スポーツ施設などが同じ旗印の下で取り組める共通ブランドの創出が大変有効であると考えます。

現在、本県では、生活習慣病予防、食育、介護予防、健康づくりポイント事業、スポーツ推進、ミナレク運動、ぎふモーニングプロジェクトなど多岐にわたる施策を展開されていますが、これらの事業が別々の箱の中

で動いてしまうと県民にも企業にも見えづらく、県の持つ強みが十分に伝わらないというふうに考えております。むしろ、一つのキャッチコピーを旗印として各事業に一体感を持たせることで、政策効果を高めると同時に、県外に向けて明確なメッセージを発信できると考えます。

例えば、健康県ぎふ、ウエルネス岐阜、清流ヘルス、少し柔らかい感じであれば、住むと健康になっちゃう岐阜県、気づいたら健康な岐阜県、知らん間に健康になってまう県ぎふなどといった統一ブランドを設け、全ての施策がその下で連携することで、県民にも県外の方にも分かりやすいイメージをつくることができます。

以上、センスがあるなしは別として、私なりに考えてみました。皆様でしたらどのようなキャッチコピーを考えられるでしょうか。個人的には、知らん間に健康になってまう県ぎふなんかがいいのかなとは思っておりますけれども、いかがでしょうか。

こうした健康のブランド化は、単に施策のPRにとどまらず、移住・定住の魅力向上、企業の健康経営支援、観光・スポーツツーリズムの推進など多方面への波及効果が期待できます。健康といえは岐阜県という認識が県内のみならず全国で定着していけば、本県の新たな価値となり、結果として住みたい岐阜の実現に大きく寄与するものと強く感じています。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。県内外の人々に、健康といえは岐阜県と認識してもらえよう、分かりやすいキャッチコピーの旗印の下、個々の健康政策を横断的に連携させることで相乗効果を生み、一体的に施策をPRすることが効果的が必要と考えますが、今後どのように取り組まれるのかお尋ねをいたします。

次に、三点目、県有施設におけるネーミングライツの進め方についてをお尋ねします。

県の財政状況がよくないからといって予算を減らし、支出を抑制することは必要なことだと理解はしていま

すが、それを続けていくだけではできないことがどんどん小さくなっていきつてしまいます。だからこそ、収入を増やすことがとても重要になり、増えた収入を少しでも県民サービスの向上に使用する、使えることにより、住みたいと思われる岐阜県の実現につながると私は考えます。

収入を増やす手法としては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税等がありますが、今回はネーミングライツについて質問をさせていただきます。

近年、企業の名称を冠として、スポーツ施設などの公共施設においてネーミングライツを活用する自治体が増加しています。ネーミングライツは、企業にとってはブランド力向上や採用力、若者への認知の向上、地域貢献企業としての信用向上、取引先企業への信用力向上など様々なメリットがあり、また行政にとっては新たな財源の確保や官民連携を通じた施設価値の向上というメリットが期待できる有効な手法と考えます。

特に、財源の多様化が求められる、さらに官民連携による施設の魅力向上の観点から、本県においても積極的に導入を検討すべき取組であると考えています。

ネーミングライツを導入することで、さらなる知名度向上や利用促進、維持管理費用の確保などが期待できる施設が数多くあると私は考えます。

例えば、岐阜メモリアルセンターや岐阜県図書館、岐阜県美術館、岐阜県現代陶芸美術館、岐阜県博物館、ソフトピアジャパンや百年公園などの県営都市公園、面白いところでは、県庁二十階の展望ロビーなど、このように本県には産業、文化、スポーツ、観光など多様な分野にわたってネーミングライツの検討が可能な施設が数多く存在していると思います。

先ほども申しましたが、企業側にとっても社会貢献とともに地域密着のブランド発信の場となり得るもので

あり、双方にメリットのある取組であると考えます。

そのような中、昨年も幾つかの施設で導入が決定をしました。しかしながら、ネーミングライツの公募においては、昨年度複数の企業が応募したにもかかわらず、最終的には県との契約に至らなかった案件があったとも伺っております。応募があったということ自体、大変ありがたいことで、県の取組に一定の関心と評価を寄せられていたあかしでありながら、結果として契約に結びつかなかった点は大変残念なことであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。昨年度、ネーミングライツの公募において幾つか手を挙げた企業があったものの、県との契約に至らなかった案件があったと聞いていますが、なぜそのようなことが起きたのか、またそれらの案件は今後どうされるのか。例えば、再公募や条件の見直しなど検討していくのか。さらに、県内には先ほど述べたようにネーミングライツの可能性を有する県有施設が幅広く存在するのですが、ネーミングライツをどう進めていくのかお尋ねをいたします。

私、昨日、会合に出たんですけども、お話があったところで、県外に住む二十五歳の若者の方が自分の自動車に岐阜のナンバープレートをつけたいと言っていたということをお伺いしました。理由をお伺いしたんですけれども、岐阜の「阜」という字はほかにはまず使うことがないということで、貴重で特別だからという理由だったそうです。

そうしたことを考えると、見方を変えていけば、岐阜県の認知度や魅力度を上げる方法とか、岐阜県に住みたいなど思っている方策というのはたくさんあるということを改めて感じました。

以上で分割一つ目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点の御質問をいただいております。

まずは、住みたいと思われる岐阜県の実現に向けた企業誘致の方向性についてお答えをさせていただきます。本県の企業誘致は、東西南北を結ぶ優れた交通網などの強みを生かし、令和六年の立地件数は全国三位となつており、今年も首都圏から大手食品会社や自動車部品メーカーの立地に成功しているところでございます。

他方、工場用地につきましては、過去に県直営で多くの開発を行ってまいりましたが、多額の予算と調査開発まで時間を要することから、平成十七年に分譲を開始したテクノプラザ二期以降は、県が主体となる工場用地の開発は行っておりません。このため、平成二十七年からは、市町村に対し開発に要する調査費への補助やアドバイザー派遣など支援を行っており、直近十年の工場用地面積は、国全体では減少傾向が続いているのに対し、本県はおおむね横ばいを維持しているところでございます。

しかしながら、議員お尋ねのとおり、住みたいと思われる岐阜県の実現に向けては、単に企業を誘致するだけでなく、若者や女性をはじめ従業員目線で働きたいと思う企業を増やしていくことが重要でございます。大切なのは、仕事の機会が増えるだけでなく、その仕事や働き方に魅力を感じるからこそ、女性や若者の県外流出に歯止めをかける上での重要な要素になると考えております。

そのため、今後の企業誘致に当たりましては、従来のように事業規模や雇用者数を重視して補助金や税の減免といった経済的支援に頼った誘致だけでなく、次の三つの方針で取り組んでまいります。

第一に、ターゲットの重点化です。

新たな企業立地によって、その地域の産業への波及効果があること、雇用の面で地元企業に過度な影響を与

えないこと、そして豊かな自然環境を活用したものであることを前提に、若者や女性が魅力を感じる企業、これを優先して誘致に取り組んでまいります。

第二に、企業のニーズに寄り添ったマンツーマン型による誘致を行うといたしております。

具体的には、誘致の可能性のある企業を積極的に訪問し、企業が立地を検討する際の課題や要望に対して迅速・的確に対応できるよう、商工労働部に企業の種類や要望事項に応じた支援チーム、これを編成します。特に、工場立地に係る法規制に関する関係機関への仲介や国への働きかけなど、創業に至るまで切れ目のない支援を県が率先して行いたいと思っております。

第三に、市町村との連携強化です。

県による工場用地開発は当面行わないため、意欲のある市町村と連携し、工場用地の開発段階から協力して企業誘致に取り組んでまいります。また、進出決定後は、県の支援チームに市町村にも加わっていただき、操業後もきめ細かな支援を行ってまいります。

これら一連の取組の中で、岐阜県の進める働いてもらい方改革による人材確保への理解や業務体制の整備を推奨することで、若者や女性、さらには高齢者や障がいのある方にとっても柔軟で魅力ある就業の機会を拡大してまいります。

次に、県有施設におけるネーミングライツの進め方についてお答えをいたします。

県有施設のネーミングライツの適用は、県にとっては重要な歳入確保の手段として、そして企業にとっては企業イメージの向上やPR効果、さらには地域社会への貢献を示すものとして、その有用性が広く認知され、各地で導入が進んでおります。

そうした中、本県においても、昨年度、十三施設についてパートナー企業を募集しております。その結果、六施設に応募があり、うち二施設において契約を締結、一施設については、外部有識者で構成する審査委員における評価が基準点に達しなかったため、契約に至らなかったというものでした。

しかしながら、残る三施設、具体的には岐阜メモリアルセンターので愛ドーム、長良川競技場、長良川テニスプラザについては、手続上で審査しないという扱いとなっておりました。その理由は、で愛ドームについては、応募がなかったふれ愛ドームとセットで命名権を付与したいと方針転換をしたこと、また長良川競技場と長良川テニスプラザについては、応募金額や愛称の使用期間、今後のスポーツ支援計画などについて県が期待していた応募ではなかったというものでした。

しかしながら、手続途上での方針転換や審査中止といった取扱いについて、本年春に応募企業から疑問視する、そうした声がありました。そこで、改めて申請内容を確認したところ、この三施設への応募はいずれも募集要項で定めた条件を適切に満たしていたこと、また要項では審査委員会の審査前に県が選別するといった規定がなく、県の対応は適正な募集手続を毀損する著しく不適切なものであったことが判明いたしました。

このため、公平性・公正性の確保と行政に対する信頼回復の観点から速やかに是正すべきと判断し、この三施設について、昨年度と同じ条件、同じ応募書類で審査を再開することとし、職員が応募企業を個別に訪問しておわびを申し上げるとともに審査再開の意向を確認いたしました。この結果、審査再開の請求があった長良川競技場と長良川テニスプラザについて、早急に審査等の手続を進めておるところでございます。

こうした一連の対応について、御迷惑をおかけした応募企業や審査員など関係者の皆様に対し、県としてこの場を借りて改めておわび申し上げます。

そして、なぜこのようなことが起きたのか、その原因を精査し、再発防止策を講じ、ネーミングライツをはじめとする民間資金を活用した歳入確保に適切に取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 健康といえは岐阜県と認識してもらえようような施策につきましたお尋ねがございました。

これまで本県では、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、健康寿命の延伸につながる様々な取組を進めてまいりました。

中でも、おいしい・楽しい・ワクワクをテーマに、全国に誇る本県のモーニング文化を生かしたぎふモーニングプロジェクトは、本県の特徴を生かした取組であると認識しております。

また、利用者数が伸び悩む中、民間活力を導入し活性化を模索しております南飛騨健康増進センターにつきましても、大自然の中で健康体験ができる木の国・山の国の本県らしい取組であると考えております。

今後は、議員御指摘のとおり、健康といえは岐阜県と認識していただくためにも、こうした個々の健康施策を統括する部門を健康福祉部内に新たに設置いたしましたして、体制の強化を図ることを検討しております。

この新たな体制の下、健康施策の一体的な実施に加え、本県ならではの健康に係るキャッチフレーズ、これも検討してまいりたいと思います。

○副議長（高殿 尚君） 二十三番 広瀬 修君。

〔二十三番 広瀬 修君登壇〕

〇二十三番（広瀬 修君） それぞれ御答弁いただきました。本当にありがとうございます。

最後に、大きく分けて二項目め、健康づくりにつながるレクリエーションの推進についてをお尋ねさせていただきます。

全国レクリエーション大会から今年で十年目となり、本県では、県民の暮らしの中にみんなで楽しむ運動やレクリエーションが着実に根づいてきました。今年のねんりんピックにおいても、ふれあいレク大会が開催されるなど、世代や立場を超えて楽しめるレクリエーションの価値がより広く社会に認知されつつあります。

レクリエーションには、スポーツの一面や健康づくりのための和気あいあいとした一面があり、これらの展開によつてはとつともない伸び代があると私は考えています。

私も、岐阜市モルック協会の会長をしまして、仲間と共に毎月第二水曜日にカラフルタウン岐阜でモルック体験会を実施し、もちろん私は行けるときだけですけれども、年に一回そこで大会も開催していますが、運営側も参加側もいつも笑顔があふれています。

県内には、岐阜県レクリエーション協会をトップとした四十二市町村をカバーする形でレクリエーション協会が設立され、地域の特性を生かした活動や、子供から高齢者までが一緒に参加できる企画が生み出されてきました。議場の皆様も、市町村のレクリエーション協会の会長をされていたり、いろいろなレクリエーションの会長をされているということも認識しております。こうした裾野の広がりには、健康づくりにとどまらず、地域交流、防災力や地域力の向上につながるものであり、県としても大きな可能性を持つ分野だと私は考えています。

一方で、今後さらに多くの県民が気軽にレクリエーションに関わり、より多くの県民にこうした健康づくり

の機会を届けるためには、岐阜県レクリエーション協会との連携が不可欠であるのではないでしょうか。また、協会の組織力やノウハウを活用することで、これまで接点のなかった世代や地域の方々にも参加のきっかけをつくることができると思っております。

しかし、市町村協会の活動を支える仕組みづくり、人材育成、指導者のネットワーク強化、観光・スポーツ分野との相乗効果の創出など、取り組むべき課題は多岐にわたり、行政としての明確な方向づけが必要ではないかとも思っております。

ねりんピックの開催時にも取り組まれていましたが、レクリエーションとぎふモーニングプロジェクトの連携をさらにアップグレードすることにより、裾野を広げ、より多くの県民に楽しみながら健康になってもらえることも期待できます。

そこで、観光文化スポーツ部長にお尋ねします。この先、県民の健康寿命の延伸や地域コミュニティの再生を目指す中、有効な手段の一つであるレクリエーションにより多くの方に携わってもらえるよう、岐阜県レクリエーション協会との連携強化も含めて、今後どのように取り組まれていくのかをお尋ねいたします。

ぜひとも前向きな答弁を期待して、以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴いただき誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長(渡辺幸司君) 健康づくりにつながるレクリエーションの推進についてお答えをいた

します。

県では、二〇一六年に本県で開催した全国レクリエーション大会を機に、県民皆がレクリエーションに取り組むミナレク運動を全県展開しており、十月のねりんピックにおきましては、岐阜県独自の取組として、二十四のレク種目が二十五の市町村で盛大に行われました。今後より多くの方にレクリエーションに携わっていただけるよう、ミナレク運動を推進してまいります。

一方、この運動は保育園や福祉施設などにおいてレクを体験いただくものでありますが、担い手である市町村協会はじめ指導者層が高齢化して、全体の若返りが急務となっております。

このため、岐阜県レクリエーション協会と一層連携を図り、事業者向け体験会の充実強化を図り、現役世代の参加を促すことで担い手の底上げを図ってまいります。また、大学とも連携して保育士教育のカリキュラムにレクリエーションを取り入れていただくなど、将来の指導者育成にも力を入れてまいります。

さらに、医療関係者を講師とした教室の開催、リハビリに活用できる体験プログラムの開発など、医療分野との連携も検討して、これらの取組によりミナレク運動をさらに発展させてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十六番 小川祐輝君。

〔十六番 小川祐輝君登壇〕（拍手）

○十六番（小川祐輝君） 議長から許可をいただきましたので、通告に従い随時質問をさせていただきます。思います。

今回、私の一般質問は大きく二項目あり、フュージョンエネルギーの推進についてと文化芸術の振興について知事に伺いたいと思います。

まず初めに、岐阜県におけるフュージョンエネルギーの推進について質問させていただきます。

皆さん、フュージョンエネルギーという言葉をお聞きでしょうか。フュージョンエネルギーは核融合と訳され、軽い原子核を一億度以上の超高温で融合させ、その際に生まれる膨大なエネルギーを電力に換える技術です。その原料となる重水素は海水から取り出すことができ、事実上無尽蔵であり、二酸化炭素も排出しません。燃料の量も極めて少なくて済むため、究極のクリーンエネルギーとして世界から注目をされています。ちなみに、長屋原議が好きなのはガンダムもこのフュージョンエネルギーで動いていると言われています。

また、フュージョンエネルギーについては安全性について心配の声がありますが、核融合は核分裂とは根本的に違います。核分裂反応は一度進むと反応が連鎖し暴走するリスクがありますが、核融合反応は一億度以上のプラズマ状態が維持されている間だけ反応が進み、条件が少しでも崩れると瞬時に停止するという性質を持ちます。このため、理論上暴走事故が生じる可能性は極めて低く、安全性の高いエネルギーだと言われています。

こうした夢のエネルギーの開発に向け、世界で研究開発が加速をしています。その背景には、大きく二つの理由があります。

一つ目は、エネルギー安全保障の観点から戦略的価値が上昇しているからです。

ロシア・ウクライナ情勢や中東の不安定化などにより、化石燃料依存のリスクが顕在化しました。自国で賄えるフュージョンエネルギーは、エネルギー安全保障の観点から国家戦略としての重要性が極めて高まっています。

二つ目は、将来的に大きな市場規模となる可能性があるからです。

フュージョン関連産業は、将来的に世界で一千兆円規模になるとの推計もあります。これは、現在の世界の自動車産業の市場規模である六百兆円から七百兆円に匹敵、あるいはそれを超える可能性もあるということです。

世界の核融合開発は、民間のスタートアップ競争も過熱しており、アメリカではM I T発のスタートアップが四千億円近い資金調達に成功し、企業価値は一兆円を超えといった例もあります。

一方、中国では国家主導の莫大な予算で超大型プロジェクトを進めるなど、核融合開発を圧倒的なスピードで進めています。

このように世界ではフュージョンエネルギー開発が国家戦略として位置づけられ、公的機関も民間でも投資が進み、技術革新と事業化のスピードは加速しています。こうした世界情勢を背景に、フュージョンエネルギー分野は日本にとっても大きなチャンスとなっています。従来のエネルギーが地政学的な資源のある場所に依存していたのに対し、フュージョンエネルギーは資源ではなく技術で競争が決まる分野であるため、日本にとって追い風となるからです。

過去数十年の基礎研究の蓄積により、日本は技術的に高いレベルにあります。海外へのエネルギー依存度が高い日本にとって、経済安全保障上とても大事な分野であり、日本がこの分野で技術的優位性を保ち、製品を輸出する国になれば、自動車産業のように貿易黒字を生み出す可能性もあります。

また、日本でもこの数年で政策が大きく動きました。令和五年四月に国家戦略であるフュージョンエネルギー・イノベーション戦略を策定し、本年六月には大幅に改定されました。実証時期に関して早期に明確化するとされていたのが、世界に先駆けた二〇三〇年代の実証を目指す時期を明記し、実現に向けた工程表の作成

が掲げられました。

さらに、本年十一月に政府は、経済安全保障上の重要性が高い技術を国家戦略技術として、AIやバイオなどと並び核融合を指定しました。国家戦略技術に指定されることで、研究予算の重点的配分や税制優遇措置、研究設備や拠点への投資の集中など、国が主導して開発に取り組む姿勢を見せることで、民間の投資などを呼び込み、起業から実用化まで後押しをします。

二〇二五年の国の補正予算では、フュージョンエネルギーの研究開発を加速させるため、一千億円を投じる方針が発表され、経済産業省がスタートアップ支援で三年間で六百億円を確保、内閣府が企業や大学の研究設備の共同利用拠点整備等に三百億を投じることが打ち出され、高市政権の発足を契機に国家レベルでの取組や本格的な投資が始まりました。

こうした中で、岐阜県には全国でも希少な強みがあります。それが、フュージョンエネルギー分野で世界的にも重要な国立研究機関である核融合科学研究所の存在です。

核融合科学研究所は一九八九年に大学共同利用機関として設置され、一九九七年に現在の土岐市に移転しました。ここには、世界最大級の超電導ヘリカル装置（LHD）やスーパーコンピュータのプラズマシミュレーター、高度な工学研究設備があり、世界をリードする学術共同研究が進められており、日本の核融合研究を牽引する重要な機関です。

フュージョンエネルギーシステムのコアとなる技術があること、その技術の他分野への波及なども考えられること、世界からフュージョンエネルギーに関する知見や人材が集まることから、岐阜県は他の都道府県に比べ大きなアドバンテージがあると考えています。

先日、地元の山内房壽議員の御尽力により、核融合科学研究所を視察し、所長と意見交換を行いました。超電導ヘリカル装置（LHD）の見学では、二十七年間で約二十万回の実験が行われており、二〇一七年にはプラズマの温度が核融合発電に必要な一億度に到達しました。世界でも、この規模で一億度のプラズマを安定的に生成できる施設はここだけだと伺いました。

また、日本で核融合の研究が始まったのは六十年以上前で、当時核融合研究の進め方について議論されたときにA計画とB計画があったそうです。A計画とは、基礎研究に重点を置き、新たな着想の育成と具体化をずる計画です。B計画は、諸外国である程度成功の可能性を示された実験装置を建設し、その過程で得られる経験によって研究水準の向上を図るといった計画です。A計画を担ったのが核融合科学研究所の前身である名古屋大学プラズマ研究所であり、B計画を担ったのが量子科学技術開発機構の前身である日本原子力研究所でした。

現在、他国に比べ予算が少ないにもかかわらず、日本の核融合技術が世界のトップレベルであるのは、この二つの計画を同時に進めてきたことが要因であり、日本の核融合技術の強さの源泉であることを伺いました。

さらに、国のフュージョンエネルギー・イノベーション戦略で、核融合科学研究所はイノベーション拠点、人材育成システムの構築、国民の理解を深めるためのアウトリーチ活動の中核機関として明記されました。このような大きな方向転換の中で、基礎学術研究や技術開発研究に加え、新たに三つ目の軸として産業化・事業化という価値観が加わったことから、核融合科学研究所ではフュージョンサイエンスヒルズ構想が策定をされました。これは、世界的なハードウェアを持つている強みや専門的な知見を生かし、スタートアップ企業が所有するのが難しい実験施設やノウハウなどを提供できる体制を整備する構想で、フュージョンエネルギーの実

現に向け、学術拠点であることにイノベーション拠点としての役割が加えられ、さらに世界的な重要性が高まっています。

このような世界的な拠点がある岐阜県は、将来フュージョンエネルギー産業の集積地となり得るポテンシャルを持っていると考えます。フュージョンエネルギー研究で得られた技術そのものや、その技術の他分野への波及効果が考えられるからです。

例えば、フュージョンエネルギーのスタートアップである株式会社 Helical Fusion は、シリーズ A エクステンションラウンドにおいて総額約八億七千万円の資金調達を完了したと先週発表されています。この会社は、世界最高峰の炉設計研究の歴史を持つ国立研究機関である核融合科学研究所の知見を引き継いで商用化を目指す会社であると紹介されており、共同創業者の C T O である宮澤氏や副 C T O の後藤氏は核融合科学研究所出身であり、同研究所の研究を基にスタートアップ企業が生まれております。

また、土岐市には核融合科学研究所の研究を別分野に転用したベンチャー企業が生まれており、地域にも新たな産業が生まれつつあります。さらに同研究所は、多くの技術シーズを有し、地元企業との連携によって新たな産業を生み出す可能性を秘めていることも意見交換の中で伺いました。

例えば、あるエンジンメーカーの方がエンジンから熱を取る方法を探していたときに、核融合科学研究所の微細加工の技術を活用し特許を取ったという事例や、岐阜県の産業である航空宇宙産業にも、極限状態を扱う分野であるので貢献できるんじゃないかという期待も込められて話されておりました。

このように新たなスタートアップ企業が生まれたり、技術を新たなものに転用することができたりと、地域の新たな産業の創出や核融合科学研究所の技術シーズ活用による新製品開発、試作開発支援なども活用するこ

とができ、岐阜県の産業振興にもつながると考えています。

また、産業振興だけでなく、フュージョンエネルギーについては、地域住民への理解促進や安全性の説明責任も欠かせません。ただし、研究所ができた当初から地域住民に対し丁寧な説明を重ねているため、ほかの地域に比べ社会的受容性が高いことも岐阜県の強みであると考えます。

以上のことから、岐阜県には世界トップの研究施設、技術シーズの宝庫、中京圏の製造業クラスター、土地確保の可能性などフュージョン産業の受皿がそろっており、将来の産業集積地となり得るポテンシャルは全国屈指であると考えています。

一方で、産業化・事業化という新しい局面に入っている今だからこそ、県としての明確な方向性や戦略的な産業誘致、住民への丁寧な説明、研究所と県、企業の連携強化などが欠かせません。こうした課題が存在するからこそ、県全体の経済戦略との整合性が重要になります。リスクを踏まえた上で、どの分野に重点を置くのか、その判断が本県の未来を左右すると言っても過言ではありません。

国は、地域未来戦略本部を立ち上げ、地域ごとに産業集積を進める方針を示していたり、また今回のフュージョンエネルギーについても素早く戦略を示していることから、本県としても方向性を明確にすることや、新知事として考える経済振興についての方向性も取り入れた岐阜県経済・雇用再生戦略のアップデートが必要であると考えます。こういった視点からも、航空宇宙産業などに加え、フュージョンエネルギーを第五の柱と位置づけ、産業全般にわたり支援していくべきであると考えます。

また、現在知事が取り組む県財政の立て直しはもちろん、本県の未来を見据えた重要なステップではありますが、同時に成長産業への布石を打つことも後れを取ってはならないと考えます。エネルギー分野に強い知事

だからこそ、勘どころが分かり、先手を打てるため、積極的に狙いに行くべきではないかと考えます。

以上を踏まえ、知事に二点お伺いをいたします。

一点目は、本県においても研究機関や企業との連携、人材育成など、将来を見据えた取組が不可欠であり、岐阜県経済・雇用再生戦略に位置づけられているエネルギー分野において、フュージョンエネルギーを重点的に支援する方向性を明確にすべきだと考えますが、フュージョンエネルギーの可能性をどのように捉え、県としてどのように取り組まれていくお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、二点目の質問として、スタートアップ支援と研究所との連携強化について伺います。

本県では、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムを中心に産学金官連携の体制が整備されていますが、フュージョンエネルギーをはじめとする次世代技術分野でのスタートアップ創出・育成をさらに加速させることが岐阜県の産業振興に直結すると考えています。

特に、核融合科学研究所のコンソーシアムへの参画や連携強化は、先述したとおり、世界的なハードウェアを持つている強みや専門的な知見をスタートアップ企業に提供できるとともに、技術シーズにより県内企業にとって新技術の獲得、事業化のチャンスを広げる重要な機会となると考えます。

また、先ほどの広瀬県議の企業誘致の質問にとっても前向きな答弁をされましたが、フュージョンエネルギー産業に関する誘致合戦も始まっています。京都大学発のエネルギースタートアップである京都フュージョンニアリングは、概念設計を国内で初めて完了し、発電実証に向けて四年の詳細設計に入っています。必要となるのは広い平地であり、複数自治体が誘致に名のりを上げています。岐阜県としても、この流れを逃すことなく、戦略的にフュージョンエネルギー産業について育成支援、誘致に力を入れていくべきと考えます。

そこで、二点目として知事に伺います。フュージョンエネルギーなど次世代技術分野に挑戦するスタートアップの育成・支援・誘致と核融合科学研究所との連携も含めて、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムの取組を今後どのように強化していくのか、御答弁をお願いします。

フュージョンエネルギーは、脱炭素社会の実現、エネルギー安全保障の確立、新産業の創出、地域の雇用、投資の拡大といった観点から、今後の日本にとって極めて重要な位置を占めます。そして、岐阜県は、日本最高峰の研究機関とものづくりの強い産業基盤を併せ持つ全国でも数少ないフュージョンの地の利を備えています。本県の未来を切り開く新たな産業基盤を築くきっかけとなればと質問させていただきましたので、どうか前向きな答弁をお願いします。

次に、大きく二項目めとして、江崎県政における文化芸術の振興について質問をさせていただきます。

私が文化芸術の振興について質問を取り上げた理由は二つあります。

一つ目は、江崎知事が、予算の組替えではなく一から予算をつくり上げる機会である来年度予算編成において、文化芸術振興についての知事の考えは重要であると考えます。また、十の目標のほかの分野に比べ、文化芸術の振興に関してはあまり方向が示されていない分野であることや、厳しい財政状況の中でどのように文化芸術の振興を図っていくのかを示すことが必要であると考えたからです。

二つ目は、議会で岐阜県文化芸術振興基本条例の見直しに向け検討する必要があるからです。

昨年、議員提案条例検証特別委員会において、議員提案条例の一つである本条例も検証の対象となり、その結果、人口減少などにより文化芸術の継承が一段と困難になっている中、県民がひとしく文化芸術に触れ、創造し、次世代へ継承できるように一層の文化芸術振興に取り組むことが求められることから、運用の改善及び条

例の見直しを検討が必要であるとされました。平成二十年につくられた条例ですが、十七年が経過し、社会環境や文化の捉え方が大きく変わる中で、条例もアップデートすることが求められています。

以上の二点を踏まえ、知事御自身の文化芸術に対する考えと、これまでの発言を振り返りながら、今後の方向性について伺ってまいりたいと思います。

まず、江崎知事が就任してから現在までの文化芸術の振興に関する発言を振り返りたいと思います。

知事が目指す安心とワクワクをテーマに、人やモノが集まる岐阜県を実現するために、十の目指す目標を明確化されました。その十番目に、文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進することが位置づけられています。この目標の中で、知事は文化芸術の役割について、地域社会のアイデンティティを形成するとともに、人生を豊かにし、人々を結びつける重要な役割を果たすものであると本質的価値を明確に示されています。

また、令和七年二月に行われた県政自民クラブの代表質問において、尾藤県議が文化芸術の振興について質問された際に、知事は、これまでの様々な文化芸術の取組とその集大成としての「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四の開催が共生・共創社会の実現に向けての契機となったことに一定の評価をした上で、文化芸術の振興について次の三点の方向性を述べられました。

一点目は、岐阜県文化の認知度向上です。

知事は、岐阜県の文化は、これに携わる方々の努力によりその磨き上げが進んでおりますが、残念ながら県外における認知度は必ずしも十分とは言えません。今後は、国内外における本県文化の認知度のより一層の向上を目指し、効果的な発信を行っていくと述べられました。

二点目は、観光との一体的な文化振興です。

知事は、ともすれば内向きになりがちな文化振興施策を観光や交流的な観点から一体的に取組を進め、本県の魅力を国内外に力強く発信するため、観光文化スポーツ部を新設し、発信を重視した政策体系を構築すると述べられました。

三点目は、伝統文化の次世代継承です。

知事は、伝統文化の次世代への継承を確実に推進するため、保存会が行う伝承活動への支援に加え、企業や学校などを含めた地域社会全体で支える仕組みの構築など、多角的に取組を行うことを述べられました。

これら三点の方向性は、知事が県内を広く歩き、多様な地域の文化、歴史、人のつながりに触れた経験が背景にあると推察をします。

これは、同じく令和七年二月に田中勝土県議が行った、県内を四年間歩いてきた江崎知事の感想についての質問の答弁の中で、知事は、豊かな自然や景色、おいしい食材だけでなく、その地域に根づいた文化や歴史、特に人のつながりなど枚挙にいとまがありませんと岐阜県の魅力について述べた上で、岐阜県に昔から住んでいる人と県外の方や旅行者の方から評価が大きく違っていることに言及し、岐阜県は多分全国的に見ればかなり豊かである上に、世界遺産級のよいものがたくさんあっても地元の人にはそれが当たり前過ぎて見えなくなり、ないものばかりに目が行ってしまうといった課題も指摘しています。

岐阜県に住む皆さんが当たり前だと思っているが、実は外から見るととても魅力的なものが岐阜県の文化であり、岐阜県の地域のアイデンティティーであり、岐阜県に住む皆さんが昔から守り続けたものであると思います。つまり、岐阜県をほかの都道府県と差別化し、国外を含めた県外の人々を引きつけるものこそ岐阜県の

文化であると考えます。

これは、例えば将来的にリニア中央新幹線の開通によって、東京とは別世界の岐阜県を演出する際に、首都圏で暮らす方々やビジネスパーソンにとつて岐阜県の文化芸術というのは魅力的な切り口になることから、文化芸術の振興は重要な政策であると考えます。

今年度の文化芸術振興において一番の事業は、大阪・関西万博での岐阜県の伝統文化の発信です。六月九日、十日に行われた「岐阜県の日」では、二日間で延べ約一万八千人の方々が来場され、日本で一番保存会の数が多い地歌舞伎の公演、四百年を超える伝統ある郡上踊り、千三百年以上の歴史を持つ長良川の鶺鴒いのデモンストレーション、知事による合気道の組太刀演舞が披露されるなど、岐阜県で培われた伝統芸能、文化芸術を県外の方、特に海外に向け効果的に発信され、大きな成果を上げられました。

一方で、文化芸術の振興の全体像について、まだ方向性が明らかになっていないようなこともあります。特に、岐阜県議会で見直しを予定している岐阜県文化芸術振興基本条例の項目に照らすと、幾つかの論点が残されています。市町村との連携や県民、文化芸術団体、企業との協働をどうしていくのか、障がいのある方や高齢者等が行う文化芸術活動をどのように支援していくのか、昔からある伝統をそのまま守り続けるという性質がある文楽や歌舞伎などの伝統芸能や地域の祭りなどをどのように継承し保存していくのか、新たな文化をどのように創造していくのか、博物館法が七十年ぶりに改正された中で、博物館や美術館などの文化芸術の価値を生かすために、県の文化施設をどのように活用していくのかなどの具体的な取組についての方向性を示していただきたいと思います。

また、組織として観光文化スポーツ部が新設されたとはいえ、文化振興施策を観光や交流的な観点から一体

的な取組を進めるためや、岐阜県の魅力の国内外への発信を強化するためにどのような仕組みの中で実行していくのかということも考えていく必要があると考えます。

その上で、地域で観光と文化をつなぐ仕組みを構築していったり、外部の視点を入れつつ、岐阜の文化芸術をどのように見せて、どのように発信していくかなど、戦略的に考える専門的な組織が必要になってくることが考えられます。

岐阜県の文化芸術振興を担っている岐阜県教育文化財団の中に、本年新たにアーツ・クリエイションぎふという組織を立ち上げ、文化芸術団体の伴走型支援をする機能が追加されました。こういった取組を進めつつも、専門的で横断的な組織や仕組みをつくるためにも、アーツカウンシル機能をさらに充実させる必要があると考えます。

全国では、文化芸術政策の専門性、継続性、透明性を確保するため、アーツカウンシルを設置する自治体が増えています。

例えば、金沢市では、外郭団体の金沢芸術創造財団の中にアーツカウンシル金沢を立ち上げ、伝統工芸や芸術文化を観光資源として発信しています。金沢を中心に、伝統的な文化と現代アートを融合させて、観光と文化の両面で魅力を高めています。

また、長野県も外郭団体の長野県文化振興事業団内に信州アーツカウンシルがあり、文化芸術の振興を図りながら観光とも連携させる取組を行っています。長野県は自然豊かで観光資源も多いので、地域のアーティストや文化団体と連携してアートイベントや文化プログラムを観光と結びつけて発信をしています。

岐阜県でもこういったアーツカウンシルのような仕組みを導入し、江崎知事が進める岐阜県の文化振興施策

を観光や交流的な観点から一体的な取組を進め、岐阜県の魅力を国内外に力強く発信していただきたいと考えます。

改めて、本県には伝統工芸や祭り、歴史的建造物など全国に誇れる文化資源が数多く存在しますが、人口減少や価値観の変化により文化芸術に対する継承や発信の在り方が問われています。こうした中、文化芸術は江崎県政の十の目標の一つに位置づけられるものの、他の分野と比べると政策の方向性が十分に発信されていないように感じます。

そこで、知事にお伺いいたします。江崎知事が描く文化芸術振興に対するお考え、また岐阜県の強みを生かした今後の具体的な取組とその発信の強化、それを実行するアーツカウンシルのような仕組みについてのよいにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

以上二点の質問をさせていただきました。明確な答弁をお願いしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 私に大きく二点、大事な質問をいただきました。

まず最初、フュージョンエネルギーについて二項目御質問いただきましたけれども、これらは関連いたしましたので、特に技術的な話でありますので、元資源エネルギー庁エネルギー政策企画室長の知見等を踏まえて答弁をさせていただきます。

フュージョンエネルギーとは、太陽の内部で起きております核融合反応を地上で再現する技術でありまして、実用化すれば将来のエネルギー需給構造を大きく転換する可能性のある夢の技術でございます。

議員御指摘のとおり、この技術は海水中に無尽蔵にある重水素などを材料にするとともに、核融合プロセスや発電過程において二酸化炭素を排出しないため、エネルギー資源問題と地球環境問題を同時に解決する可能性のある次世代のクリーンエネルギーとしても注目されております。

現在、土岐市にあります核融合科学研究所において、地上での核融合が可能となる理論的な条件であります一億度を超えるプラズマ生成技術の確立といった研究成果も生まれており、フュージョンエネルギーの実用化に向けた期待も高まりつつあるところでございます。しかしながら、今後さらに連続した長時間の反応温度の実現、安定的な核融合反応の維持、高効率な熱回収とエネルギーへの変換システムの構築など、乗り越えるべき技術的ハードルはまだまだたくさんあり、実用化・産業化には相当の時間と巨額の投資が必要であると言われております。

こうした中、国の総合経済対策においても、フュージョンエネルギーは成長投資を進める十七の戦略分野の一つに位置づけられております。当該分野では、国の研究機関を中心に基礎研究が行われ、このたびの国の補正予算案においても研究開発支援に多額の予算が組まれております。

核融合科学研究所についても、今後研究者等らが集結するイノベーション拠点となることが期待されるところでございます。また、議員御紹介いただきました京都フュージョンニアリングや、核融合科学研究所から生まれた Helical Fusion といったスタートアップが国を挙げた巨大プロジェクトとして、核融合発電の早期実現と産業化に向けてしのぎを削っているところでございます。

当該分野につきましては、基本的には国が中心的な役割を担うものと認識しておりますが、県としましては、核融合科学研究所の存在を念頭に置きつつ、これらの動向を見守りつつ、県経済への波及について様々な可能性を見極めてまいりたいと思っております。

なお、若干説明を足しますと、今の予定では百ヘクターに近い土地の確保と、特に安定的に一億度の温度を維持するために、これはヘリカルという形を取っておりますが、膨大な電力が必要になりますので、これを安定供給ができるかということ、そして技術的には投入したエネルギーに対して核融合から得られるエネルギー量がまだまだ一に達していないと。多分十を超えないと実用化はされないと言われておりますので、これに向けての技術開発がこれからのぎを削るということになると思います。

ただ、冒頭申し上げたとおり、これは国家戦略としては非常に重要なものでありますし、特にこのヘリカルという形で一億度を達成するというのはこしか実現しておりませんので、こうしたことについてもしっかりと状況を見極めつつ、我々としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、江崎県政が抱く文化芸術振興ということでお答えをさせていただきます。

日本は、伝統工芸や舞台芸術をはじめ、世界から高く評価される多様な文化芸術を有しており、これらを我が国の価値や存在感、これを高めるための大きな力となっております。岐阜県もまた豊かな自然に恵まれ、古くから交通の要衝として全国と交流を重ねる中で、多彩で質の高い文化や芸術が生まれてきております。

このすばらしい資源を磨き、着実に後世に伝えていくためには、まずは私たち自身がその存在価値を知り、体験し、自分の言葉で発信することが重要です。岐阜の誇る鶉飼いもそうですが、まだまだ岐阜県の中では体験した人が少ないと言われております。そうしたことも含めて、我々自身がいかにこれを大切にするか、これ

がまずは第一歩だと思っております。その上で、岐阜県に生まれ育った子供たちが地域の文化を誇りに感じられるよう、しっかりと伝え、守り、育てることが重要だと思っております。

また、海外からインバウンド客が増加しつつあるだけでなく、外国人観光客の行動がこれまでの「観る」というものから「体験する・学ぶ」という方向へ移行しており、文化芸術の分野においてもこうしたニーズに応じた戦略が求められると考えております。

これらを踏まえ、今後は、岐阜県の文化や芸術を未来につなぐため、次の三つの柱により戦略的振興に取り組んでまいります。

まず第一は、誰もが文化に触れ、親しめる機会の創出でございます。

図書館や美術館、ぎふ清流文化プラザなど県有の文化施設につきまして、今年夏に行いましたわくわくプロジェクトのようなにぎわいを創出し、読書や文化芸術に親しむ機会を増やしてまいります。また、県有文化施設に加え、県庁舎などの県有施設を作家や県民の皆様による創作活動の発表の場、事業所・家庭で所蔵する美術品などの披露の場として大いに活用してまいります。

あわせて、一流のアーティストが小・中学校や特別支援学校へ出向く授業を重点的に実施し、子供や障がいのある方が文化芸術に触れ、親しむ機会の充実を図ってまいります。

第二は、文化の継承に対する支援であります。

伝統文化を守り継承している保存団体に対し、伝承教室など担い手育成、文化財の修理・保全活動への支援などを行い、地域に受け継がれてきた文化の保存・継承を着実に推進してまいります。

そして第三は、文化の国内外への魅力発信です。

本年六月の大阪・関西万博での岐阜県催事では、議員御指摘のように十九の団体、約五百人の県民の皆様に出演いただき、本県の歴史、伝統文化の魅力を発信したほか、九月には高山陣屋において地歌舞伎を公演し、大きな反響を得たところでございます。

今後は、こうした魅力ある本県文化を海外からの誘客につなげるため、例えば武士道の精神に通じる座禅や茶の湯と組み合わせたストーリー性のある旅行商品をさらに造成し、プロモーションを強化してまいります。

これら三つの柱を一体的に推進するため、今年度、観光文化スポーツ部を設置したところであり、同部が司令塔となつて本県文化の創造と継承を支援し、発信力を高め、国内外から選ばれる岐阜県の実現を目指してまいります。

他方、県内文化団体に対する相談支援や人材育成といったきめ細やかな対応については、県教育文化財団が担うこととしております。御提案のありましたアーツカウンシルにつきましては、本年七月に当財団内にアーツクリエイションぎふを設置し、文化団体への助成に加え、専門家による相談・助言等の取組を始めており、まずはその効果について検証してまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 十六番 小川祐輝君。

〔十六番 小川祐輝君登壇〕

○十六番（小川祐輝君） 知事、答弁をありがとうございました。

岐阜県におけるフュージョンエネルギーの推進について、二点再質問をさせていただきますというふうに思っています。

知事は、さすがに本当に詳しい分野であるというふうに思いました。ただ、核融合はまだ実現可能性がな

かなかないという中で、確かに県として重点化して進めていくのはまだ早いというようなふうに捉えましたが、やはりここで重要なのが、フュージョンエネルギーというのがいつ実現するかということじゃなくて、実現に向けて世界が動き出しているということがやはり重要じゃないかなというふうに思っています。

そういった中で、やはり見守っていくだけじゃなくて、岐阜県がフュージョンエネルギーに対して興味を持っていてという姿勢を見せていくべきだと僕は思っていますけれども、技術が確立してから動くじゃ遅いというふうに思っていますので、いかがでしょうか、その姿勢を見せていくという時点ですね、いかがでしょうか。二点目です。ちよつと答弁に入っていないので伺いたいというふうに思います。

核融合科学研究所との連携について、今、岐阜県でもスタートアップコンソーシアムで産官学金というふうにあります、核融合科学研究所で国立大学法人法と同じので設立されているということで、学という面で核融合科学研究所も入れた中でコンソーシアムを進めていく、そうすることで技術シーズとかを新開発であったりとかに生かせるんじゃないかなというふうに思っていますので、この連携をどうしていくのか、この二点について再質問したいと思います。よろしく願います。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、まさにフュージョンエネルギーというのは国家戦略としては極めて重要なワイヤリングポイントになりますので、これについては関われる限りにおいてはしっかりと関わっていききたいというふうに思っております。

ただ、その中でスタートアップという概念が少しずれていくかもしれないと思つて申し上げたいんですが、例えばヘリカルという磁場をらせん状に維持するという技術に関しては、ものづくりという意味では、形をつくっていく、このときの技術というのは実は日本にしかほほできないと言われております。ですから、そういう点においては、日本のものづくり、特に溶接技術に関しては多少のぶれがあつても磁場がずれしてしまいますので、これはまさに日本一の技術になってきます。ですから、それをどこで調達するかによつては、まさにこの岐阜県のものづくりも生かせる可能性は十分にあります。

そして、先ほど来ておられますスタートアップのものなんですが、どちらかというところと大学発の研究室がそのままある意味実験場を大きなところでつくっていくという意味でのスタートアップですので、今、岐阜県がやつていくように、いろいろビジネスモデルにいろんな人が集まつて、僕のアイデアはどうですかというのとはちよつとまだスタイルが違うかなという感じはしておりますので、ですからそれも同じくスタートアップなんですけれど、恐らく投資単位が百億とか一千億単位のスタートアップなんです。ですから、ある意味アメリカでよく行われているような兆円単位のプロジェクト、あのレベルだと思つてください。

ですから、同じスタートアップですけれども、恐らくそれは今の産官学金でやっているあそこであるようなものというよりは、ただその中で今申し上げたように、溶接技術を開発する中で、もっと新しい、今手作業ですけれども、それをさらにロボットでうまくするようなどころの溶接技術に関するものとしてのスタートアップがあつたりとか、これは今後、今は実験炉ですからかなり小さいものなんですけれど、これをしっかりとしたエネルギーの形にするためにはかなり巨大なものになってきます。そのときにどうした形で、同じような溶接技術でいいのか、それについての研究に参加するというのはあるかもしれません。

さらに言うと、一億度が達成した後、今度はその熱を安定的に取り出す、ブラケットという技術なんですけど、それをやるためにはどういう物質でその熱を安定的に、逆に外に漏らすことはできませんので、安定的に確保しながら、ある意味発電に必要な分だけを取り出すかといった、そういった熱の移動の技術だとか、そうしたものについてはいろんな研究の余地はあろうかと思いますが、これもどちらかというと、まだ特許さえ取られていないぐらいの研究レベルの話になりますので、恐らく岐阜大学をはじめとして、そうしたレベルのところスタートアップとして参加していく可能性は十分あると思っています。

なので、ただ岐阜県としてこれに補助金をつけましたらどうかという話というよりは、むしろ国がやるプロジェクトの中をどんな研究開発、どんなことがこの中で求められるかというのをしっかり見極めた上で、これは岐阜大学の、例えば工学部のこの技術がいけるんじゃないかと、ここについては、例えば溶接関係では、この会社のこれがいけるんじゃないかと、そうしたものをしっかり見極めて的確にアドバイスをしていくと。そのためには資源エネルギー庁に通いながら、今どういう状況にあるのかというのをしっかり踏まえながら対応していきたいというふうに思っております。

○副議長（高殿 尚君） 二番 辻井俊貴君。

（二番 辻井俊貴君登壇）（拍手）

○二番（辻井俊貴君） 質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして二項目について質問をさせていただきます。

まずは、公立高校の入試制度についてお伺いします。

高校受験は、多くの中学生にとって、その後の人生を左右し得る重大な進路選択であり、まさに人生の大きな分岐点であります。多くの子供たちにとって、人生で初めて立ち向かう試験と言ってよいのかもしれない。受験に向けて真剣に取り組む一方で、不安や悩みを抱えながら日々を過ごしている生徒も数多く存在します。痛ましい事実として、厚生労働省が公表した資料によりますと、全国で入試に関する悩みを動機として自ら命を絶った中学生は、令和四年が十七人、令和五年が十二人、令和六年十二人と報告されています。無限の可能性を秘めた十代の少年少女が、受験に関する不安や恐れによって将来を閉ざしてしまうという現実を一刻も早く是正しなければならぬと私は考えております。

入試制度の在り方に工夫を加えることで、生徒の心理的負担を軽減し、一人でも多くの十代の子供の命を救うことができるのではないかと私は考えています。

その具体的な方策の一つとして、公立高校入試における併願制の導入を提案させていただきます。

私は、先般行われた岐阜県議会議員補欠選挙において、この公立高校の併願制の導入を訴えて街頭活動をした折、現役の中学生から、やってほしいという声もいただきました。

岐阜県の現行の公立高校の入試方法は、独自検査を含む選抜募集が行われていない高検の場合、受験生は一校を選択し、一回の受験で可否が決定される方式となっております。いわゆる単願制であり、受験生には大きなプレッシャーが伴い、本来の実力を発揮し切れないまま進学先を決めなければならないケースも生じてしまうのではないのでしょうか。また、地理的理由や経済的理由から私立高校の受験が難しい生徒にとっては、難関校への挑戦が難しくなったり、一つしか選ぶことができない心理的負担が生まれたりします。

岐阜県には全日制の公立高校が六十三校あり、山間部を含む県下全域に広がりますが、私立高校は十五校に

とどまり、岐阜市や大垣市、多治見市といった都市部に集中しています。地域によっては、私立高校への通学が困難であり、高校に進学するためには公立高校に必ず合格しなければならないという状況に置かれる生徒が存在するのではないのでしょうか。

また、私立高校の授業料無償化が進んだことで、家庭の負担は軽減されてきてはいるものの、入学金や施設設備費は依然として必要であり、経済的な負担が完全に解消されたわけではありません。

そこで、お手元に配付した資料を御覧ください。

こちらは、文部科学省発表の令和五年度子供の学習費調査の結果から、全日制高校における学校教育費の内訳を抜粋したものです。全日制公立高校における通学関係費の平均は年間九万七千七百三十八円であるのに対し、全日制私立高校における通学関係費の平均は年間十四万二千六百七十円と、公立高校より四万四千九百三十二円高くなっております。このことから、公共交通機関を利用する場合、通学定期の金額が公立高校より私立高校のほうが高くなるケースが一般に多くなると考えられます。

経済的・地理的なハードルは今もなお存在しており、単願制の下でこの一校にどうしても合格しなければならぬという強い心理的負担が生徒に生まれることは避けられない現状だと考えています。

また、単願制であるがゆえに、本来であれば挑戦したい高校があっても、落ちたら進学先がない可能性があるという恐れから、受検生がやむを得ず安全校を選択してしまう状況も生まれています。

朝日中高生新聞の中で、東京大学マーケツトデザインセンターの野田俊也氏は、単願制では受検校に落ちてしまうなどの公立高校にも入れなくなる可能性が高い。受検生は、行きたい高校ではなく行けそうな高校に出願せざるを得なくなることが一番の問題と言えますと指摘しています。

経済的に余裕のある家庭であれば、私立高校を滑り止めとして併願し、公立高校への挑戦もしやすい状況がありますが、そうでない家庭では安全志向に偏らざるを得ず、進路選択の公平性という観点からも課題が残ります。

併願制を導入することによって、受けていけば合格したかもしれないといった後悔や、この高校に落ちたが別の高校なら合格できたかもしれないという後悔を減らすことができると期待されます。受検生が自信を持って挑戦し、納得のいく選択ができる制度設計が求められているのではないのでしょうか。

一方、全国を見ますと、多くの都道府県で単願制が採用されていますが、兵庫県、そして隣県である愛知県では既に併願制が取り入れられています。制度の名称や方式には違いがありますが、複数校を受検できる仕組みが存在し、受検生の心理的安全性の確保を意図した制度となっています。

各県において制度の名前は違うのですが、ここでは併願制とくらべていただきます。

愛知県では、平成元年から一般選抜において高校受検の併願制が導入されています。現行制度の下では、各高校が通学区域による三つの群に分けられており、各群は入試日程により二つのグループに分けられています。二つのグループから一校ずつ選択することで、公立高校の併願が可能となっています。このような群やグループは、一部の高校に出願が集中しないよう工夫がされ、競争の過熱化防止と地域バランスを考慮した組合せが設定されています。

愛知県の教育委員会にて高校入試業務を担当されている方にお話を伺ったところ、愛知県では一般選抜のみ二校出願できる制度となっており、可否については二校出願してもどちらか一方の高校にしか合格できないシステムとなっています。このことにより、一般選抜の可否判定は非常に複雑な処理をする必要があるため、コ

ンピューターを用いて集約する必要があります。具体的には、各高校が作成したデータを県の合否判定システムに登録し、教育委員会において全県データを集約後、各高校に配付する流れになっています。

また、令和四年度入試までは、二校に出願した志願者は志願先の高校でそれぞれ学力検査を受ける必要があります。また、令和五年度入試から負担軽減を図るために二校に出願していても学力検査は一回とし、学力検査の得点は併願している相手校も共有できるように方法を変更しました。学力検査にマークシート方式を取り入れたことで、学校間での採点の公平性を保つことができるとともに、職員力検査業務についても効率化を図ることができるようになったと伺いました。

担当者の方からは、併願生の課題についてもお伺いしました。

合否判定を行うに当たり、人力では困難であるため、専用のシステムを構築する必要があります。また、各高校が使用するパソコンやタブレット端末の更新及び入試制度の変更に合わせてシステムを更新・改修する必要がありますなど、システムの維持管理にコストがかかるそうです。複雑なシステムの維持管理について、後継者への技術の伝承も時間をかけて行う必要がある点などを伺いました。

しかし、こうした課題は当時全国に先駆け、お手本もない中でゼロから制度をつくり上げたという歴史的背景や、約四十年前のコンピューター処理技術が影響しているという指摘もありました。

岐阜県では、愛知県という前例が身近にある中で、より効率的で低コストなシステム構築が可能なのではないのでしょうか。

他方、島根県では人口減少に伴う少子化が進み、定員割れの高校が増加したことから、平成二十九年度より併願制を廃止し、単願制へと移行しました。島根県教育庁の担当者からは、島根県では第二志望校となりやす

い高校の合否判定業務が時間的制約を受けやすく、現場の負担も大きかったことが廃止の理由の一つであったとの説明がありました。しかし、併願制は廃止したものの、一般選抜において一回に限り志願変更を認めるなど、受検機会の確保や中学生が主体的に学校選択を実現できる観点から総合選抜を導入するなど、地域の実情に即した制度改善が図られています。

これらの事例を踏まえますと、併願制には多くの利点が存在する一方で、県の人口動態や学校配置、採点方法などの運営面における課題もあり、一概に最良の制度であると断じるものではありません。しかしながら、人生初の受検という大きな壁に立ち向かう中学生が人生に絶望しないよう、制度設計においては生徒の心理的安全性を確保し、自らの力を十分に発揮できる環境を整えることこそが最優先されるべきであると考えています。

私は、受検生や保護者だけでなく、採点・選抜を担う高校教員や制度を運営する教育委員会を含め、関係する全ての主体の負担を慎重に考慮しながら、子供たちが安心して挑戦できる入試制度の構築が必要であると考えます。

心理的負担の軽減、地域格差の是正、進学機会の公平性の確保、そしてデジタル技術を活用した効率的な選抜方法など、様々な視点から制度改善を検討していく必要があると考えております。

そこで、教育長にお尋ねします。受検生が安心して高校入試に臨めるよう、併願制の導入を検討すべきと考えますが、併願制の導入を含め、公立高校入試の改善についてどのようにお考えかお聞かせください。

続いて、岐阜県公共施設予約管理システムについて質問をさせていただきます。

岐阜県において、本年十月十八日から十月二十一日までの四日間、全国規模の生涯スポーツ大会である全国

健康福祉祭、いわゆるねんりんピックが盛大に開催されたことは記憶に新しいところでございます。ねんりんピックは、シニア世代を中心に多くの県民が参加し、スポーツを通じて健康増進のみならず、地域コミュニティーの活性化、世代を超えた交流の場となりました。

スポーツは単なる身体活動にとどまらず、地域社会の結束を強め、人間関係を豊かにする重要な役割を果たしています。こうした活動が盛んに行われることで、県民の心身の健康が維持向上し、地域の活力が生まれることを改めて実感しました。

特に、シニア世代の方々が生き生きと競技に参加される姿は、スポーツが心身の健康増進のみならず、地域コミュニティーの活性化に寄与するものであることを示す象徴的なものでありました。スポーツを楽しむ機会が日常的に確保されることは、県民の健康寿命延伸にも大きく貢献するものであります。こうした県民の活動を支える基盤として、公共施設をいかに利用しやすく整備していくかは極めて重要であります。

さて、本年令和七年一月一日より岐阜県公共施設予約管理システムの運用が開始されました。このシステムは、DX推進の観点から公共施設利用者の利便性向上と利用促進を図ることを目的として、岐阜県県有施設予約システムからリニューアルされたものです。対象施設が県有の二十二施設のみであったものが、県内の八市町と共同して三百四十九施設に増加しました。

加えて、一部施設では利用料金などのオンライン決済も可能となり、利用者は自宅や職場からオンラインで施設の空き状況を確認し、予約手続が可能となりました。これにより、従来の窓口対応や電話予約に比べて利便性が大幅に向上しました。多くの体育館、運動場、会議室など多様な施設を自宅や職場から簡易に予約できるようになったことは、県民の活動を支える重要な一歩であり、県が取り組んでこられた効率化・デジタル化

の成果であると認識しております。

システムの概要としては、岐阜県が所管する公共施設及び運用開始時に参加表明のあった八市町の施設が対象となっており、体育館や運動場、会議室など多様な設備の予約がオンラインで可能です。利用者はインターネットを通じて施設の検索、予約申請ができ、利便性向上の一助となっています。このシステムにより、誰もが手軽に体育館や野球場といった運動施設を予約し使用することが可能となり、スポーツを手軽に楽しめる環境が整えられているように感じています。

しかし、現行のシステム運用においては幾つかの課題も見受けられます。

第一に、予約から利用料の支払い、キャンセル手続に至るまでをシステムの仕様上は可能であるものの、施設側の状況によってオンラインで完結できない施設がある点です。

私自身、実際に予約システムを通してOKBぎふ清流アリーナを予約してみました。キャンセルの方法を確認したところ、利用日の二十日前を経過していたため、オンライン上でキャンセル操作はできず、電話での連絡が必要でした。さらに電話をしたところ、メールでの依頼が必要とのこととメールを送信いたしました。また、利用日の一週間前を経過していたため、キャンセル料が発生していたのですが、支払いはオンライン決済ができず、現地へ赴き現金で支払う必要がありました。

また、バレーボールを友人と楽しむために福祉友愛アリーナを岐阜県公共施設予約管理システムを通して利用している知人からは、次のように手続の煩雑さが寄せられました。システム上では空き状況の確認はできるものの、作成したアカウントについて施設から許可を受けていない場合は、そこから直接予約することはできないこと。窓口で紙の申込書を提出する場合は、希望しないと控えが渡されないため、承認通知が郵送される

まで、万一施設側で書類が紛失された際の不安があること。システムで予約申込みするには、アカウント作成後初回のみではあるが、施設側に別途メール、電話または来館して許可を受けなければならず、オンラインサービスの利便性が十分に発揮されていないこと。さらに友愛アリーナでは、障がい者団体は三か月前の初日、一般団体は前月の初日は抽せんであるものの、抽せん結果の反映が自動ではなく、抽せん結果開示までの数日間、最新の空き状況が確認できないとのこと。利用料の支払いも、システムでの申込み以外は銀行振込で請求書の郵送を待たなければならぬ上、振込の手間がかかり、振込手数料も考慮しなければならず、改善の余地があるとの声でした。

第二の課題点は、システムで利用可能な施設が岐阜県の県有施設及び運用開始時に参加した中津川市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、岐南町、垂井町、輪之内町、安八町の八市町の施設に限定されている点です。その他の市町村は独自の予約管理システムを運用しているため、例えば岐阜市で野球場を利用したい場合、岐阜市独自の予約システムと岐阜県の予約システム双方を確認しなければならない状況です。施設利用者にとっては、県内の公共施設予約が一元化されていない現状は、利便性の面で大きな課題となっているのではないのでしょうか。

また、岐阜県では、平成二十五年三月、岐阜県清流の国スポーツ推進条例が制定され、岐阜県が県民の健康づくりと地域活性化のため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境を総合的に整備・推進することが規定されています。公共施設はまさに県民全体の財産であり、誰もが気軽に利用できる管理体制の確立が求められています。この条例の精神にのっとり、公共施設の開かれた運用と利便性向上は県行政にとって重要な責務ではないでしょうか。

利用しやすい公共施設の管理体制は、スポーツのみならず、文化活動、学習活動、地域交流といった幅広い活動の支えとなり、地域社会の力を高める基礎となります。

そこで、総務部長にお尋ねします。岐阜県公共施設予約管理システムがこれまで以上に広く県民に利用されるよう、県内のあらゆる公共施設での利用を可能とし、また予約から利用料の決済までをオンライン上で可能にするなど、その利便性・公益性を向上させていく必要があると考えますが、今後どのように取り組まれるのかお聞かせください。

以上で私の初めての質問を終わります。御清聴いただきまして誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 併願制の導入を含めた公立高校入試の改善についてお答えをします。

受検生の多様な個性や取り組んできた成果を評価するために、平成十四年から実施してきた特色化選抜は、多くの中学三年生が三学期の半ばの二月に進路先が決定し、三月の一般選抜を受検する生徒が全体の僅か三割になるなどの弊害がありました。そのために、現行の制度ですが、これは平成二十五年から多面的な評価を継承する独自検査を含む選抜を一部取り入れ、現在の入試制度としたところです。

議員から御提案のあった併願制については、今年四月に政府においてデジタル技術を活用した併願制の議論がなされたと承知しております。併願制については、第一希望が不合格でも第二希望で合格できるかもしれないという安心感がある一方で、高校の序列化が一層強まること、さらには高校の特色ではなく、学力を優先し

た安易な志望校の選択、第二希望で合格した生徒の入学後のモチベーションの低下など懸念があり、導入には慎重な検討が必要だというふうに考えております。

高校入試は、自分に最も合う学校を選ぶことが何よりも大切です。それゆえ、その制度については必要があれば都度改善を検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 岐阜県公共施設予約管理システムの利便性向上についてお答えをいたします。

現在、本システムは、一月当たりのオンライン予約件数がリニューアル前の約五倍となる六千件に増加するなど、多くの県民の皆様の利便性向上に寄与しております。さらなる利便性向上に向けましては、まず参加市町村の拡大が重要であると認識しております。現在の八市町に加え、来年度以降、九市町が参加の意向を示していただいておりますが、引き続き市町村独自の予約システムの更新時期を捉えながら参加を働きかけてまいります。

また、本システムには予約、変更、キャンセル、決済など一連の手続が完結可能な機能が備わっております。しかし、その機能を採用するか否かの判断を各施設に委ねてきたため、施設によっては利用できない手続があり、改善が必要でございます。

このため、まずは県において、例えば指定管理施設について、運営に支障のない範囲で指定管理業務として各種機能の採用を定めるなど、手続のワンストップ化に取り組んでまいります。その上で、参加市町村にも改善に向けた取組を促してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時七分散会



第三号
十二月十一日